

第 114 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 114 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 6 年12月 4 日（水）13：00～16：25

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（我が国の食料供給（生産資材の供給、輸入の安定化）、輸出の促進（海外からの収益の拡大）、国際戦略、分野横断的事項（国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DXの推進））

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 2 基本計画の策定に向けた検討の視点

（我が国の食料供給（生産資材の供給））

資料 3 基本計画の策定に向けた検討の視点

（我が国の食料供給（輸入の安定化）、輸出の促進（海外からの収益の拡大）、国際戦略）

資料 4 基本計画の策定に向けた検討の視点

（分野横断的事項（国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DXの推進））

参考資料 1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、堀切委員が所用により御欠席、また、井上委員、大津委員は遅れて御参加の予定です。

現時点で企画部会委員の出席者は18名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただいておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、我が国の食料供給につきまして生産資材の供給、輸入の安定化、また輸出の促進、国際戦略、分野横断的事項について御議論いただければと存じます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 皆さん、こんにちは。中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日も審議会は16時までということでございますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

初めに事務局から資料について御説明いただき、その後に委員の皆様の間で意見交換を行っていきたいと思います。本日の資料は3つございますが、事務局からの説明はまとめて行います。説明後、委員の皆様からの御発言をいただければと思います。いつものことでございますが、他の委員と同様の御意見であっても御発言いただいて差し支えございませんので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○農産局長 農産局でございます。

資料の方を見ていただきたいと思います。まず2ページ目、肥料から始まっております。肥料をめぐむる状況、右側のグラフにございますけれども、2021年以降、穀物需要の増加でございますとか中国の輸出停止、それからウクライナと、こういったことから高騰をしておりました。これに対する対応というのを順次やってきたところでございます。まず1つ目が、下にございます化学肥料の使用量の低減ということでございます。みどりの食料システム戦略と連携して行っております。

3 ページ目でございます。3 ページ目、続きは化学肥料の原料備蓄ということで、りん安、塩化加里、こういったものにつまましてリスクが高くなっているということで、今、備蓄を進めている、それから国内資源、こういったものをもっと活用していこうということをやってきております。

4 ページ目でございます。この中で幾つか先ほどの柱に従って、まず4 ページ目が化学肥料使用量の低減ということで、これは2030年に20%ということで目標を作っておりますけれども、17%ぐらいの試算ということで、検討の視点のところがございますけれども、化学肥料使用量の低減ということでは堆肥でございますとか下水汚泥でございますとか、こういった国内資源の利用、あるいは適正な施肥、こういったことを進めていく必要があるということでございます。

5 ページ目、これは化学肥料の備蓄、ここは今、3 か月分を目指してやっているということでございます。

6 ページ目が肥料使用量そのものの削減ということで、右側の検討の視点のところがございますけれども、国内の資源の利用ということで、堆肥の製造業者でございますとかそういった方々のマッチングの機会、あるいはペレットみたいな広域流通しやすい形でやっていくということでございます。

7 ページ目は農薬についてでございます。農薬につままして、これについては国内の生産能力が非常に高うございますけれども、みどりの食料システム戦略ということで、これも低減していくという目標を掲げております。

8 ページのところでございます。現在のすう勢でございますけれども、みどり戦略では2050年度に50%まで減らそうということでございますけれども、現在のところでは2030年に15%程度、こういったこともございまして、この化学農薬の低減ということで右側に書いておりますのは、一つは総合防除、こういったものをしっかりやっ払いこうと、当然環境負荷の低いものをやっ払いこうと、それから安全性を一層高めていこうということでございます。

9 ページ目をお開きいただきたいと思います。9 ページ目は種苗でございます。穀類と野菜を分けておりますけれども、穀類は基本的には国内で主に作られて、野菜の種子はリスク分散ということで海外で作られて国内に持ってくるということでございます。

10 ページ目が検討の視点でございます。今、特に穀類でございますけれども、高温耐性品種でございますとか多収の品種、こういったものを生産・活用していくというのが非常に重要になっておりまして、こういったものの体制整備、あるいは野菜も採種地の新規開拓と、こういったことが重要になってきております。

11 ページ目でございます。今度は飼料でございます。飼料のところは、まず畜産経営による自給生産が主体ということでございますけれども、生産作業自体は外部化が進んでいる。他方、配合飼料原

料というのはほぼ輸入ということ、それから飼料の安全性というのも対応していくということでございます。

12ページ目でございます。飼料の生産のすう勢でございますけれども、減少傾向で推移していくということでございますけれども、これを何とか脱却していくため、右側の検討の視点にございますけれども、耕種農家と連携した飼料生産、コントラクター、こういった方々との連携が大事ということを考えております。

それから13ページ目、燃料・エネルギー、燃料のところとエネルギーということで、まず我々農業分野、A重油等々を使っております。施設園芸、農業機械、畜産、こういうふうに3つに分けておりますけれども、施設園芸は4割で冬季の加温、農業機械の部分、それから畜産経営におけるエネルギー、こういったことでございます。

それぞれ14ページに検討の視点ということで書いております。いずれにしても化石燃料に依存しないというのが重要でございますので、検討の視点では園芸でございますと省エネ型施設の整備、あるいは機械でございますと小型の電動農機みたいなもの、それから畜産でも省エネ機器と、こういったことが大事ということを書いております。

15ページ、動物の医薬品でございます。今、現状分析では、まず治療よりも予防が重要ということでワクチンを効果的に活用していくということでございます。こういった対応をしておりますけれども、国内における産業用動物の関係から製造キャパは縮小、それから16ページにすう勢ということで書いております。こういった国産ワクチンの販売品目数が減少してきておりますので、これを何とかしていくというのが右側の検討の視点のところで産学官の連携、あるいは承認審査を迅速・最適化する、こういったことを対応していこうということを考えております。

以上でございます。

○輸出・国際局長　引き続きまして、輸出・国際局長でございます。

資料3を用いまして、我が国の食料供給のうちの輸入の安定化、そして輸出の促進、ひいては海外からの収益の拡大、これらを踏まえた国際戦略について御説明を申し上げます。

まず資料の3ページを御覧いただきたいのですが、輸入の安定化の現状分析でございますけれども、国内生産で需要を満たすことができない小麦、大豆、とうもろこしにつきましては、大部分を海外からの輸入を通じて供給をいたしてございます。最近の世界的な気候リスクや地政学リスクの増大等を踏まえまして、これら主要穀物等の平時からの安定的な輸入を確保することが重要となってございます。

資料の4ページを御覧いただきまして検討の視点でございます。平時からの安定的な輸入を確保す

るために、政策支援の活用も含めて、我が国の事業者が行う輸入相手国における調達網への投資の促進でございますとか、我が国と相手国政府との間で食料の安定供給等に関する議論を行う枠組みの整備、更には、官民の情報共有の強化を推進していくことが必要と考えてございます。

続きまして、輸出促進について6ページを御覧ください。現状分析ですけれども、現行基本計画では輸出額5兆円の目標を設定してございます。各品目の生産努力目標や食料自給率目標は輸出の効果も考慮して設定されております。政府といたしましては、輸出拡大実行戦略をもちまして日本の強み、マーケットイン、政府一体でという3本の柱で施策を推進しているところでございます。実績としましても、6ページ右上にありますように継続して輸出額が伸びているところでございます。

7ページを御覧ください。今後ですけれども、世界の食市場は拡大して輸出額も増加が見込まれます。一方で、先回の部会でもございましたけれども、多くの品目で生産量の減少が見込まれている現状にございます。克服すべき課題といたしまして、更なる需要拡大と供給力向上を車の両輪で進める必要があると考えてございまして、右側の検討の視点でございすけれども、需要拡大の取組といたしましては、海外の現地系レストランや大手スーパーなど新しい輸出先開拓のために、品目団体、ジェトロ、JF00D0が連携することが重要と考えてございます。また、輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一丸となって働きかける必要がございます。

8ページにいていただきまして供給力向上の取組といたしましては、フラッグシップ輸出産地という取組をしていますが、これを拡大していくこと、そして生産・流通の改革を一体的に行って、国内外一貫した新しいサプライチェーンモデルを作っていくということが大事と考えてございまして、こういったことを通じて官民の総力を挙げて輸出を拡大できるように、実行戦略の改訂も検討していきたいと考えてございます。

続きまして、海外からの収益の拡大という観点でございまして、10ページを御覧いただきたいと思っております。輸出を、従来の物の移動だけにとどまらずもう少し広く捉えていきたいと考えてございます。食品産業が海外に展開していくということがありますけれども、こういった動きは、日本産原材料の活用や食文化の普及などを通じて輸出促進に貢献する面がありまして、また、食品産業自体が発展していくベースともなっているわけでございます。また、インバウンドにつきましても輸出と同様に国内の農林水産業、食品産業に利益が上がるものですし、また、日本食の魅力発信を通じて輸出拡大にも貢献している、こういうふうに捉えてございます。

そういった中で11ページを御覧いただきたいのですが、右上にありますように、食品製造業の海外直接投資でございすとかインバウンドによる食関連消費というのは、共に増加傾向にあるということでございますので、こういうところをしっかりと捉えまして、食品産業の海外展開やインバウンドに

よる食関連消費の拡大というのを新たな政策の柱として位置付けまして、海外展開に取り組む食品事業者へのサポート体制の充実や資金融通の円滑化、また、海外向けの食品プロモーションにおける国内産地の観光面での魅力の発信も同時に行っていくなど政策の充実を図って、また、その効果を検証するための指標を新しく検討していきたいと考えてございます。

続きまして、12ページにいただきたいと思いますのですが、海外からの収益拡大のもう一つの側面、我が国の優良品種の活用でございます。日本の品種は海外で人気が高く、これを海外収益の柱として例えば優良品種について戦略的に海外ライセンスを設定していく、そして日本品種がグローバル展開して稼いでいくと、こういったことを進めていきたいと思っております。

13ページを御覧いただきたいと思いますのですが、検討の視点のところでございます。海外から稼ぐということで、輸出市場向けにライセンス生産をしまして我が国の日本ブランドの品種が周年供給できる体制を作りますとか、また、ロイヤルティをもって稼ぎにしていく、こういうようなサイクルを構築したいと考えてございます。そして、これを担う育成者権管理機関の早期立ち上げを進めていきたいと考えてございます。また、こうした取組を前提としまして、我が国の優良品種の海外流出をしっかりと抑止していく必要がございますので、特にオンライン取引でございますとか、新たな流出リスクに対応するための制度的な枠組みや、苗木のリース方式の活用などを考えていきたいと思っております。また、こうした取組のベースとしましては、海外で稼げる品種を育てていくということが大事でございまして、短期的には国内でまだ未利用の品種を再評価して海外向けに発掘していくですとか、将来的には海外市場を見据えた育種も進めていくと、こういったことを進めていきたいと考えてございます。

最後に国際戦略でございます。16ページを御覧ください。現状分析でございますけれども、食料安全保障実現のためには、我が国の生産をしっかりと維持できるような貿易交渉に加えまして輸出促進、更には輸入安定化というところを一体的に考えた戦略的対応が必要でございます。また、近年は環境や人権と、こういった議論も比重が増加してございます。そして途上国では、開発ということに加えて持続可能性というところについてのニーズも高まっているというふうに考えてございます。検討の視点、16ページ右側でございますけれども、輸入規制への対応ですとか安定供給につながる二国間対話なども進めながら、輸出と輸入それぞれの観点から国ごとに戦略をしっかりと考えていきたいと思っております。また、環境、人権、新しい論点などが出てきておりますので、官民リソースを組み合わせでこういった問題に対応していきたいと思っております。また、国際協力につきましては、民間ビジネスへの裨益という面も多くありますので、こういった形で途上国の発展に資する形での協力に転換していきたいと考えてございます。相手国を対等なパートナーとして協働するという視点に転換し

ながら、民間資金を活用したり国際機関と連携しながら協力を、東アジアのみならずアフリカ、中南米、アジア等にも展開していきたいと思っています。また、国際的な課題には、国際基準の策定において主導的な役割を果たしていくことも重要と考えてございます。

私からは以上でございます。

○消費・安全局長 続けて資料4をよろしくをお願いします。分野横断的事項ということでございます。

早速3ページを御覧ください。まず国民理解の醸成ということでございます。3ページ、基本的な考え方、問題意識でございます。基本法改正によって消費者の役割が改めて重要となっております。このため、消費者の理解を一層深めていく、これはもちろん大事でございます。それだけでなく今回のポイントとしては、実際の消費者の行動変容にいかにつなげていくということが重要だというふうに考えております。

続けて6ページに飛んでいただいて食育の推進でございます。右側の検討の視点を御覧ください。まずは学校などでの食育の強化ということでございます。給食での地場産物活用を拡大するというとともに、給食以外の時間においても食や農林漁業について学ぶ機会の充実、これが重要だというふうに考えております。さらには、学校を卒業した後の大人の食育を進めるというのがこれからの課題となっております。世代ごとに食の課題が異なることを認識して、食品企業などの民間を巻き込んで大人に対する食育を進めるということが重要かと考えています。3番目は、食卓と農の現場の距離を縮める取組の拡大ということで、正に生産現場を知って実感する農林漁業体験などの取組拡大というのが重要となっています。最後は、食育に対する関心もだんだん下がってきているということもございしますので、行動変容に向けた機運の醸成として、企業などを巻き込んで、多様な主体を巻き込んで官民連携による推進などが必要だと考えております。

続けて飛んでいただいて8ページを御覧ください。次のテーマは食文化の保護・継承です。第1は和食に接する機会の確保ということで、若者やシニア世代などにもターゲットを広げて、和食を実際に食べる機会を増やす活動の展開といったことが重要でございます。さらには、和食文化の保護・継承、さらには最後には海外需要の取り込みなども重要となっておりますので、大阪・関西万博を活用するというもののほか、食文化によってインバウンドを誘致する活動、SAVOR JAPANの認定地域といった取組を更に活用するといったことも重要だというふうに考えております。

続けて10ページを御覧いただいて、次が農山漁村の魅力発信ということでございます。一つは棚田、さらには農業遺産といった保全・継承を進めるために、地域住民はもちろんのこと地域外からの支援や関係人口の増加、これが重要でございますので、地域内外の様々な主体との協働を広げていくということ、さらには、子ども農山漁村体験、関係省庁で進めていますけれども、優良事例を横展開する

とともに都市農地を活用した農業体験ということで、実際にマッチングをしながら、出し手・受け手双方で安心して貸借できる仕組み作りをして活動を拡大していくということが重要だという整理をしてございます。

続けて11ページを御覧いただいて、最後に消費者の行動変容ということでトータルで書いてございます。もちろん消費者とともに食品事業者の理解を深めていくということで、実際の理解だけでなく具体的な行動変容を促すために優良な取組を行う企業の顕彰だとか、取組の接点となるような場を各地域で創出していくといったことが考えられます。

続けて次の（２）の二つ目のテーマである団体間の相互連携でございます。13ページを御覧いただければと思います。今回の法改正において、基本法の改正では、生産から消費まで様々な主体が連携して取り組むということが必要なので新たに食料システムの概念を位置付けた、これも何度も申し上げているところでございます。そういった観点からも、団体の役割としても、従来の農業系の団体だけではなくて農村RMOであるとかNPOなどの役割も、食料システムにおいては重要となっているということで位置付けたところでございます。ポイントとしては、食料システム全体に関する課題に対応するためには、個々の、それぞれの団体が役割を発揮するだけではなくて、その団体間の業種を超えた垂直の取組が必要不可欠というふうな整理をしているところでございます。

続けて最後、団体の再編整備について御説明をさせていただきます。15ページから18ページにかけて農業協同組合系統組織、そして農業共済団体、農業委員会系統組織、土地改良区の4団体について整理をしております。それぞれのページで主な課題だけ申し上げますと、農業協同組合については、経済事業の赤字を、現在、共済さらには信用事業などで補填するという構造が続く中での経済事業を強化すること、農業共済団体については、農業者や更には職員、損害評価員などの減少への対応、農業委員会については不在村土地持ち非農家の増加などがありますので、こういったことに対する広域的な対応、土地改良区については、組合員数が減少する中での農業インフラの保全などが課題と考えておりますので、こうした課題を克服するために必要な対応を検討していくということでございます。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 19ページから3つ目のテーマでございますデジタルトランスフォーメーションの推進、特に行政のデジタル化について御説明いたします。

20ページを御覧いただければと思います。左側、現状分析としましては、農水省所管の全ての行政手続をオンラインで行えるよう共通申請サービス（eMAFF）を整備し、本格運用中でございます。この取組については、図の3-3等に記載のとおり、業務効率化に効果のある一方でシステムの利便性、そして費用対効果に課題のある現状にございます。このほか左側に記載しましたとおり、地理情報共

通管理システム（eMAFF地図）の整備やデータの高度活用に向けた人材の育成などに取り組んでいるところでございます。

21ページ目をお開きいただきたいと思います。右側、検討の視点でございますけれども、総論としましては利用者、システム部局、政策部局が連携してデザインをしていくべき、また、申請・審査のハードルを下げるとともに、利用拡大に向けた働き掛けが必要との考えでございます。eMAFFの見直しの方向としましては、1つの申請システムに手続を限定することなく、申請の性質に応じて振り分ける等の必要があるとの考えでございます。このほか、デジタル技術を活用して現場業務の効率化をどう進めていくか、またデジタル人材の育成、データの高度活用の事例創出等が必要ではないかとの考えでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明を踏まえまして委員の皆様からの御発言をお願いしたいと思います。いつも恐縮でございますが、お1人5分以内での御発言ということでよろしく願いいたします。それから浅井委員、大津委員、小針委員、林委員、水戸部委員から御発言に係る資料を、それから、本日御欠席の堀切委員から事前に御意見を頂いておりますので配布させていただいております。

それでは、御発言のある委員におかれましては挙手をお願いします。いかがでございましょうか。

それでは、赤松委員、それから水戸部委員、お願いいたします。

○赤松委員 御説明どうもありがとうございました。私から3点述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、前回、私は欠席をしたので、別に紙でコメントさせていただきました。その件にも関係してきますが、輸出についてです。消費者の視点から見てみると、日本の食料自給率が38%と低いのに、なぜ日本は輸出にこんなに力を入れるんだろうという疑問が湧いてくるのではないかと思います。もちろん日本の農業を産業として発展させていくこと、マーケットを広げていくこと、とても重要です。もう既に目標を立てられているということは、もうこれはやらなければいけないということを理解していますが、農作物の輸出を推進することで日本の国民が消費する国産の農作物の量が減ったり、価格が上がったりがないようにしていただきたいと思います。

2点目は、いろいろなところに出てきた産学官連携という言葉と官民連携という言葉が混同しています。使い分けていらっしゃるのかもしれませんが、2種類出てきております。私は今こちらに「学」の立場として出ているわけなのですが、「学」が持っている専門性を生かしていただけたところがありましたら、是非、産学官連携で進めていただけたらと思います。

3点目は、こちらは私も専門としている行動変容に関することです。行動変容のところに下線が付

いてあるように、今回とても強調されて重視しているということが分かりました。ただ、行動変容に関しましては、知識があるだけでは行動変容を促すことができないことは、もう分かっています。実際にこちらの資料の4ページ目に、家庭環境や生活環境の変化により健全な食生活を実践することが困難と書かれているとおり、環境の影響を非常に大きく受けています。逆を言えば、環境を整えれば意識や知識などがなくても行動を実行することができます。環境を整備していくに当たっては、食品関連事業者の皆さんの協力が非常に必要だと思っております。食品関連事業者の皆さんが消費者に食育をするということも重要だと思うのですけれども、まずは食品関連事業者の皆様が、国民の食生活を支えているという意識を持っていただいて環境整備にも御協力いただくということが必要ではないかと思っております。11ページのところにCSRという言葉が書かれていますが、食品関連事業者の食育のCSRでは、たまに企業活動と行っている食育の内容の整合性が取れていない場合があります。是非、今後はCSVという形で食育活動に携わっていただきたいと思っております。

以上になります。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、水戸部委員、お願いいたします。

○水戸部委員　私からは、御説明がありました中で輸出の促進と飼料、エサの生産拡大について発言をさせていただきます。

資料を用意させていただいておりますけれども、まず輸出促進について、北海道で今、第3期の輸出拡大戦略というのを立てていまして、これに基づきまして米を始め牛乳乳製品などの品目を中心に輸出拡大に取り組んでおりまして、目標年までに今の160億円から250億円を目指してございます。こうした背景は、これは北海道に限ったことではございませんけれども、需要面では国内では人口減少ですとか高齢化によって市場規模がこれからどんどん縮小していくということを、想定しなければならぬ一方で、海外に目を向けますと、新興国の人口増加ですとか経済発展に伴う消費の拡大、あるいは今、干ばつの影響で海外で米が取れなくなっているという話を聞く中で、海外にはまだまだ旺盛な需要があると思っております。また、生産面では北海道の主力品目であります米や牛乳は、農家がまだまだ作りたい、搾りたいという意欲も強く、輸出というプラスの需要にも対応できるということで、これからは国内プラス海外の需要を想定した中で国内の生産対策を進めてはどうかと考えてございます。また、輸出には、いざという時の国内供給の調整弁としての側面もありまして、輸出分を含めた国内生産力の強化を図ることは、正に食料自給率の向上はもとより、今回法改正で明記されました食料の安全保障の確保にもつながることから、積極的に進めるべきだと考えてございます。

具体的には、例えば海外市場におけるニーズの把握ですとか、あるいは信用できる相手先の確保、

それから輸出国や品目ごとに食品衛生や検疫などの規制緩和など、一都道府県あるいは地域・産地単位では対応が難しいこともたくさんございます。こうした取引のきっかけ作り、あるいは規制緩和に関する交渉などは、国の出番だと思っております。それと併せて輸出にチャレンジしようとする地域や産地が国と一体となって、それぞれ個別で進められている取組の後押しと併せて、産地と地域・国が一体となって進めるべきだと考えてございます。

また、その際、海外の取引にはまとまったロットですとか安定供給が重要だということもよく聞きます。そこは正に北海道の強みだと考えておりまして、高い生産力と農業団体などの集荷力を生かして北海道モデルなども御提案をさせていただきながら、是非、国とタッグを組んで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、こうした取組、これは私どもの組織でも言えるのですけれども、生産部局と輸出部局が連携をしながら、例えば安定したロットを確保するための生産対策とプロモーションなどの輸出対策の連動、つながり、こういったものも重要だと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

次に、資材の中のエサについてですが、国内の酪農・畜産経営では、近年乳量ですとか肉質ですとかそういうことを重視する点から、特に輸入頼みの栄養価の高い濃厚飼料の依存度が高くなっておりますが、先ほど御説明がありましたとおり、不安定な国際情勢ですとか円安などによりまして生産費の多くを占める飼料価格が上がって、全国的に酪農・畜産経営が大変厳しい状況に置かれてございます。こうした中、外的要因に左右されない安定した経営環境作りに向けて、できる限り飼料作物は国内で生産することが必要であると考えてございます。

その際、広大な農地を持つ北海道の役割は大きいと考えておりまして、北海道では現在60万haで約2,000万tの粗飼料を生産して、今は道内のほぼ全ての粗飼料は自給しておりますけれども、これはもっと北海道での生産量を上げて都府県にも供給することで、海外から輸入・購入している飼料の置き換えを図って全国の酪農・畜産経営の安定と自給率の向上、ひいては食料安全保障にも貢献できると考えてございます。

こうしたことのためには、計画的な草地整備を始め、広い牧草地の収穫には多くの労力を必要とすることから、例えば収穫作業を第三者に任せるといった営農支援組織の育成ですとか、省力化に向けたスマート農業の導入、また牧草を1回限りでなくて2回、3回刈る体制作り、あるいは飼料を生産する畑作農家と利用する酪農家のマッチング、耕畜連携を図ったり、あるいは先ほど申し上げた道外に移出する際の物流体制の構築などの取組を進めることが重要だと考えています。国におきましては、こういう一連の取組について地域の実情に応じた総合的なパッケージとして引き続き後押しをしていただきまして、北海道に限らず全国において飼料の国産化を促して、外的要因に左右されない安

定した経営の確立を図ることが重要だと考えてございます。

最後に、動物の医薬品についてです。前回も鳥インフルの関係で申し上げさせていただきましたが、北海道では近年、牛のサルモネラ症が発生しておりますし、全国では豚熱などの海外悪性伝染病の拡大が懸念をされております。いくら生産サイドで頑張っても、この伝染病が一たび発生すると産地が崩壊するおそれがあります。先ほど御説明がありましたけれども、ワクチン接種が非常に有効であることから、ワクチンの備蓄を含めて安定的な供給体制の構築を是非お願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインで大橋委員、それから友實委員の順で御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

今回、基本計画の策定に向けた検討の視点として、資料4においていただいたような分野横断的な事項を取り上げていただいたことは意義深いと思います。これから基本計画を詰めていく上で農水省の各局に共通する視点をしっかり拾っていただいて、縦割りに閉じない政策立案と運営を行っていただくことが肝要と思います。

個別に見ると、資料4の分野横断的視点の中ではDXが一番最後にあるわけですが、本来一番最初の位置付けにするぐらいに重要な視点だと思っています。今回21ページ目にいただいたDXの箇所はeMAFFの記載が多いように見受けられ、これはこれでしっかり運用コストを下げた上で地に足のついた取組をしていただくことが望めますけれども、重要なのは生産現場におけるDX化、それも効率化はもちろんですが、それだけではなくて、流通や消費までつないで見ながら消費の声が生産に届けられるような形が作られることもDX化で可能なはずですし、また、生産者が消費者に向き合った生産を行う上でも不可欠なことではないかなと思います。そして、民間レベルでのDX化を行政がどう下支えしつつ取組が促されるのか、是非、御検討いただけるといいのかなと思います。

あと燃料・エネルギーの分野も御指摘いただいています、これはみどり戦略の観点からも重要です。また昨今の燃料価格のボラティリティの拡大の中で経営対策上も重要だと思います。エネルギーは、熱も含めて輸送のコストが掛かるものについては、地産地消で考えていくことが効率的であることを考えると、今回いただいたような施設園芸や畜産、農業機械といった外形的な分野で分けるのではなくて、これこそ面的に地域で分野横断的にエネルギー源の最適化を考えるという視点が重要だと思います。これは農政にとどまらない、ある種まちづくりも含めた地域政策と併せた取組が求められるということで、是非こうした点も観点として入れ込めるといいのかなと思います。

最後の点になりますが、輸出についてマーケットインの視点が重要であるということはもっともだと思います。他方で、国内消費が減少傾向にある中では、輸出と国内需要向けとで生産政策や食品産業政策を分けて考えるよりは、統合的な視点の中で人材確保や経営力の向上の課題を考えていくことが重要なのではないかと思います。平時から安定的な輸入を確保するためにも、国内生産基盤を一定程度持っておくことが戦略的に重要な分野もあると思います。そうした点から、国際での取組と農産物の取組が局としてしっかり連携していくということが望まれると思います。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、友實委員、お願いいたします。その後は山野委員も続けて御発言ください。

○友實委員 ありがとうございます。

何点かあります。まず資料2です。この資料の関係で、ちょっと農業分野と離れる部分もあるのですけれども、今、水稻の肥料で田植えのときに施肥するのですが、一発肥料と私たちは呼んでいる、これの問題です。これがプラスチックのカプセルに入っていて、少しずつ土壌に溶け出していくという性質です。非常に農作業が楽になって便利でいいのですけれども、このプラスチック殻が農業用水を通じて海洋に流出しているということが大きな問題になっていると思います。特に海洋マイクロプラスチックの問題、こういったことが非常に大きな問題になっており、この対応を急がれると思います。特に今、代替となっている硫黄コートをした一発肥料も開発されていますけれども、普及が全然進んでいないというのが現状です。この辺りを技術の開発、あるいは広く全国に周知することにも必要かと思われます。特に私も幾ばくか的水稻を作っているのですけれども、この硫黄コートの一発肥料を4年使っています。非常に従前のものと遜色のない効果が私の実績としても上がっておりますので、これをもっと普及拡大することで環境問題にも関わってくると思います。

それから下水汚泥や家畜のふん尿、これを肥料へ堆肥化して供給するというのを、もっと進めないといけないなと思っています。しかし、この堆肥化プラント、これを農家が建設するとか、我々自治体が建設するにしてもすごい高価になります。こういったものに対しての安価に製造でき供給できる、そういうシステムも必要ではないかというふうに思います。

それから輸出の問題ですけれども、先ほど赤松委員がおっしゃられましたけれども、私も国内の自給率が低迷している中で輸出までしなくてもというふうに、一方では思います。しかし、我々産地を抱えている者の声としては、特に岡山では白桃やシャインマスカットなど高級な果物が多く生産されていますが、これが実るのがいつときです。いつときにどさっと出て、あとの1年間のうちの10か月程度をメンテナンスだけで過ごすようになります。そのピークのときに市場として高級果物として海

外へ輸出するというのは、大きな希望になろうかと思います。これを実現しようと思ったら、例えば内藤委員の会社のように、農家がそこに預けてそこから海外へ輸出する、そういう販売ルート、これが今、国内に潤沢にあると言い難い状態です。その辺りも、どうやってそういう仲介いただく会社を育成するかというのも大事な問題だと思います。

それから施設園芸に関してですけれども、この施設園芸には欠かせないものとして熱源供給があります。例えばコストの掛からない熱として有望視されるのは、例えば私たち自治体が建設しているごみの焼却場、こういったもので余熱を回収して農業に提供できるか、こういったものも非常に地球温暖化の面からも有効と思うのですけれども、このごみの焼却場に熱の回収をするためのシステムを導入しようと思ったらすごいコストが掛かります。これらを農家あるいは地方自治体が農業政策として単独でやるというのは大きな負担になります。また、これが農家の負担につながっていくことも考えられるので、この辺りがもう少し制度的に、例えば交付税の対象になるとか国を挙げて推進するんだとか、そういったことがこの基本計画にも謳われてくれば有難いというふうに思っております。

私からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、山野委員、お願いいたします。

○山野委員　ありがとうございます。JA全中の山野でございます。私の方から5点ほど御意見を申し上げます。

まず1点目でございますが、農薬についてであります。気候変動や温暖化などの影響により、新たな病害虫も含めて病害虫の被害が頻発化・深刻化しております。今後ますます病害虫防除の重要性が増すと思われます。農薬の再評価制度が開始されて3年経過し、多数の農薬が再評価対象となっておりますが、防除体系に有用な農薬の活用に向けた再評価の加速化・効率化や新たな農薬の開発など、病害虫のリスクを抱える産地が安心して営農できる環境の整備をお願いしたいと思います。

2点目は飼料についてでございます。国内飼料の生産・活用拡大は、飼料の安定供給を通じた食料安全保障の確保と畜産・酪農経営の安定に加えて、省力的な生産による農地維持の観点でも重要であります。飼料自給率の目標を引き続き定めるとともに、その着実な達成に向け、広域流通を含め地域の需要を踏まえた飼料生産の推進を図ることが必要と考えております。その上では、地域の特性や需要を踏まえた食料生産を推進することが重要であり、選択肢を狭めるのではなく、地域の意向を踏まえた取組を引き続き後押しするようにお願いいたします。

3点目は輸出についてです。輸出の促進は、人口減少社会である我が国において生産基盤の維持・強化及び農業所得の向上のためにも重要です。私も今年6月に訪米し日本の農畜産物をPRしてきまし

たが、輸出を伸ばしていくためには我が国のおいしい農畜産物を、外国の方々に日本での食べ方も含めて味わってもらい、日本の食の応援団になってもらうことが必要であると考えております。その上で輸出産地の形成、食品産業の海外展開、インバウンドの食関連消費が好循環を生み出していけるように、施策の検討を進めていただくようお願いいたします。

4点目は国民理解の醸成についてです。改正基本法において消費者の役割が大幅に加筆されております。適正な価格形成や環境に配慮された農畜産物の消費拡大を進める上でも大変重要です。一方で、農業者の急減が今後も進む中、国民と農業の現場はますます遠くなることが想定され、基本法の改正を契機に改めて注力が必要と考えております。JAグループにおきましても、国消国産の取組に加え、これまで取り組んできた食農教育についても全世代型食農教育の推進として拡充し、なお一層の力を入れていくことといたしております。政府におかれましても、適正な価格形成に向けた理解の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容に向けて様々な関係者が主体的に取り組めるよう、施策の抜本的な拡充をお願いいたします。

最後に、DXの推進についてです。地方公共団体、各種団体とも職員減少が進む中で、現場の事務負担の軽減は大変重要な論点であると考えております。JAにおいても、農業者の高齢化が進む中で補助事業の申請支援を行っておりますが、事務負担が大きく、営農経済事業の職員が現場での営農指導など本来業務に支障を来しております。現場負担の軽減に向けて、補助事業の事務手続の簡素化やオンラインシステム上における一括での申請受付も含め、利用しやすいデジタル技術の開発、活用、普及支援をお願いいたします。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは続きまして、内藤委員、それから竹下委員、お願いいたします。

○内藤委員　日本農業の内藤です。

私からは3点ございまして、一つは輸出関連です。今日お話にも挙がりましたが、我々は、輸出というのは日本の農業の競争力を上げていくために非常に重要であると思っています。それは言うまでもないですが、競争力を上げる、産業として成長するためには、いつの時代もいつの産業も需要と供給のバランスで、需要が落ちていつている産業に成長はないというものもう分かっていることであって、なので、国内の需要というのは伸びていかないかもしれないが、海外の需要というのを捉えることができれば産業として伸びていく余地があって、それが結果として日本人の食料安全保障の達成にもつながるからであります。個人的には、この5兆円という目標は大変なことも多いと思うのですが、我々も一事業者としてここに少しでも貢献できるように日々全力で頑張っていこうという

ふうに思っている中で、今回の計画の案等もかなり幅広くカバーされていて、我々も日々こういったサポートを受けているので、とにかく5兆円はいろいろな大変なことがあると思うんですけども、PDCAを回しながら全力で一緒に頑張っていきたいなと思っています。

輸出関連の中で強いて言うなら、大体カバーされているのですが、3つ、重複もあるのですが、あります。

1つは、先ほどの需要と供給で、需要が伸びるというのはもう起こり始めていて、これまでの輸出促進の成果として各産地で、輸出があることで単価が上がるということが起き始めています。これはものすごくいいことで、普通だとそうすると次は勝手に供給量が増えていくのですけども、今の産地の疲弊から、せっかく需要が増えて単価が上がっても供給が増えない。供給が増えないと輸出もどこかで頭打ちになってしまうという嬉しい悲鳴というか、これを解決しなければいけない状況なので、とにかく産地の、ここにも書いてありますけれども、生産基盤を強化するというのが次のフェーズでないと、輸出はもう伸びなくなってしまうというのはあると思っています。なので、生産基盤の強化はとにかく大事であると、カバーされていますが。

2つ目は、これもサプライチェーンの確立というようなことでカバーされていますが、最近我々思うのは、もう明示的に書いてもいいかなとも思うところで言うと、選果場というものが輸出促進において果たす役割はそれなりに大きいと思っています。選果場といっても小さい選果場から国内を95%やって、輸出を少しやっている選果場から輸出用の選果場まで、いろいろな選果場がありますが、輸出というのは基本的には世界で戦うことなので、世界で戦うためには小規模な手作業が多い選果場だと競争性をその生産の後工程で落としてしまう。なので、私は輸出の選果場を具体的にどうあるべきかで言うと、大規模かつ輸出比率が一定程度高くて、輸出を中心にオペレーションを組めて、先進的な機械が入っていて、具体的なところで言うと、パレットとかも国内流通用ではなくて輸出用を使っているというような、どこまで具体的に入れるかというのはあるのですが、選果場は意外とかなり大きい役割を果たしているので明示するのはありかなというふうには思いました。

輸出関連の3つ目で言うと、これもカバーされているところなのですが、我々が最近思うのが、青森県とか輸出の産地を出たときのりんごの姿、そして京浜に着いて日本を出発したときのりんごの姿、そして海外に行って店頭に並び始めた初日のりんごの姿、そして1週間後のりんごの姿というのは、日々刻々と変化していきます。その最後にお客さんの口に届くところでの品質を上げるというところに関しては、いろいろともうちょっとエクストラプッシュできるところもあるのではないかなと思っています、これもすごく具体の話になってしまいましたが、例えばいろいろこの冷蔵技術へのサポートとかは予算としてあると思うのですけども、新しい冷蔵技術を開発するみたいなのところのサポート

はあると思うんですけども、ある程度確立された日本から輸出するりんご全てにこの技術、具体的に言うとスマートフレッシュというもののなのですが、それをやれば間違いなく品質の競争力は全部が底上げされて輸出が伸びるなというのがあります。例えばスマートフレッシュで言うと10円/1kg掛かるという桁感です。今、日本からのりんごは3万トン輸出されているので、仮にこの全てにスマートフレッシュを掛けましょうというふうにすると3億円追加で掛かる。3万トン輸出されていて大体100億円の輸出金額なのですけれども、3億円を投下して全てのりんごにスマートフレッシュが掛けられれば、ここからは体感の世界になってしまいますけれども、最後のお客さんの口に入るときのおいしさが上がって100億円が、これは1年で効くというよりは連続的に効いてくるものですが、100億円に対してそれが3%消費が上がれば、ここの3億円の投下というものは売上げベースではペイできるわけです。そういった、実はここのお客さんに届くところのコスパがいいサポートをすべきところというようなことは、スマートフレッシュもそうですし、あと具体的に言うと、国内流通ではあまり出てこないビターピットという緑系のリンゴに出てくる黒い点々とかがありますけれども、それは土壌改良を輸出用にすれば出なくなったり、あとは検疫周りで言うと、モモシクイガの、山野委員等からありましたが、防除に対する重要性和輸出用の防除に対するサポートみたいなのは、コストパフォーマンスがいいものに関しては積極的に支援をしていくというようなことは、輸出促進に向けてありなのではないかというふうに思っています。

というようなことが、少し長くなってしまったのですが、1つ目の輸出に関するコメントでして、2つ目が知的財産、品種等の輸出に対することに対してのコメントになります。こちらも個人的にはものすごく素晴らしい方向性だと思っておりまして、まず我々、輸出をする中で海外の生産者とも海外のマーケットとも多く接していますが、日本の品種の競争力というものは我々日本人が思っている以上に、アメリカの大規模な農業法人であろうが、ヨーロッパの大規模なところであろうが、海外の研究機関であろうが、かなりウォッチしてくれている。つまり、日本人が思っているよりも本当は優位性があるものが、そこをうまくビジネスにつなげられていないという非常に大きい課題がありますので、これをこういった形で攻めの知財戦略という形で、何ならここでお金を稼ぐ、そしてそれが農研機構等の知財権者の収入になって、その収入を再投資して品種の優位性を永続的に維持するというものは、大変素晴らしい仕組みだと思うのでいいと思っています。こちらに関しては国内の生産者目線で考えたときも大きなメリットがあると思っています。

我々も知財関連の海外の事業をやっているのですが、若者の人で「農業をやりたいです」というふうなうちに来てくれる人の中で、いつか海外で生産をしたいと、これは純粋な欲求ですね、人間の。農業を魅力ある産業にするという観点でも、衰退している産業よりも輸出をどんどんしたりだとか、

生産基盤を海外に出していったりだとか、そういう産業というのは人がどんどん集まってくると思いますので、長い目で見るとどんどん優秀な人が農業に入ってくるというようなメリットだと。あとはここも諸説あると思うのですが、私は海外生産と輸出とはバッティングは一切しないと思っておりまして、今、日本がコントロールできていない中国産のシャインマスカットとかがマーケットに氾濫して、例えば今タイだと、中国産のシャインマスカットが農薬をものすごい使っていて、タイの保健省が抜き打ちでチェックしたところとんでもない数値が出たというようなので、シャインマスカットへの風評被害がタイで広まっている。これが中国産のシャインマスカットだけの被害だったらいいのですが、日本産のシャインマスカットと区別ができないお客さんにとっては、日本産への不安とかも出てきてしまっていて、こういう知財を管理できていないときのいろいろな面で輸出が下に落とされてしまうのがあるのです。これを日本が主体的にコントロールしながら、知財で稼ぎながら外に出ていくことでこのコントロール機能を持てば、レクサスとカローラみたいな形で、上のラインナップは輸出、その中間のところは日本がコントロールしている海外生産だとか、すみ分けは可能ですし、あと南北での季節のギャップを使うこともできますので、そういった面でも研究機関にとっても消費者にとっても農家にとっても生産者にとっても、この知財輸出というのは素晴らしいと思っています。

最後、3点目になりますが、ちょっと本日の内容とかぶりそうでかぶっていないところでもあるのですが、戦略と実行というようなのはセットでなければ意味がないと思っています。実行なき戦略というのは絵に描いた餅ですし、逆に戦略なき実行というようなのも、ただがむしゃらなだけで駄目だと思います。今回大枠はすばらしい戦略ではあると思うのですが、ルールと運用のところでのギャップというようなのは、常々申し上げているとおり、あると思っています。1つ例を挙げるとしたら、今回の戦略の根幹を担っている地域計画というものを誰が議論しているのかといったときに、その地域計画で担い手が議論をするというルール、でも運用は誰を呼ぶかというようなことは地域に任されていて、実際の担い手が呼ばれていないということが散見されるだとか、あとは細かいことを挙げれば切りがないですが、例えば国として企業の農業参入を進めたいという中で、そのルールの中で運用は県の基金協会や産地協議会が担う際に、県として企業の農業参入というものに慣れていないだとか、恣意的にそこを外すような申請要件を設定するような場合もあれば、純粹にこの企業が農業参入してくるということが分からないのでその運用ができないということだとか。なので、どこに入れるかというのはあると思うのですが、この戦略を絵に描いた餅にしないために実行については、各農業団体だとかいろいろなところを介して最後実行していくことになると思うのですが、その実行がうまくいっていないという事態が散見された際にしっかりと手を打つということだとか、PDCAを回

すというようなことが、これからの骨子や議論の中でより担保されていくと、すばらしい実行が伴った戦略になってくるのではないかというふうに思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、竹下委員、お願いいたします。

○竹下委員 説明等ありがとうございます。先に他の委員の方からも発言があったところに重なってしまう部分もあるかと思いますが、私の方から2点意見を述べさせていただければと思います。

1点目に関しては輸出の件です。こちらに関しては、私も食品加工を担う企業の一員として正直、国内人口が減少傾向で、つまり口の数が減る一方ということは食する人が減っていくということで、右肩下がりの産業になることが目に見えているわけです。そんな右肩下がりの産業であるとなると、その生産に関わってくる人たちの士気も落ちますし、この先これを続けていって未来があるのだろうかという話に当然直結してきますので、日本ではそうかもしれないけれども、海外に目を向ければまだまだ市場としては伸ばせる余地があるというのは、関わっている我々にとってみれば希望であって、これから先、未来を担う若者の就業先として選んでいただくためにも、この業界には未来があるということを指し示す意味で非常に重要な施策になってくるというふうに考えています。そういう未来がある産業であるということをまず示すことで、生産は活発になってくると思いますし、当然足元の国内の食料自給というところに関しても、安定した生産が見込めるのではないかなというふうに思っておりますので、是非、全面に推し進めていっていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、言語の違う海の外に出ていくと、海外に出ていくというのにはものすごく大きな高い壁があることも事実でして、私も幾つか輸出案件に関わらせていただいたりしていますけれども、国によって違う基準だったりとか当然規制もありますし、我々は食品加工ですので、表示の問題であったりとか、使っている原料、添加物の問題だったりとか、様々なものがハードルとなって輸出したくてもできないというようなこともございます。そういった規制に関してというのは、こちらの説明資料の中にもありましたけれども、国を挙げて取り組んでいっていただかなければ一企業ではどうにもできない部分が大きいというふうに思っておりますので、そこに関する国の動きには非常に期待をしたいと思っております。

また、輸出ということになりますと、売れたはいいいけれども、その後真似をされてしまったということも多々問題になっているかと思えます。日本の場合は、海外の企業に比べてそういった知的財産に対するディフェンスが非常に弱いということは、多々指摘されているかと思えますけれども、正直、売れるかどうか分からないときに初めからそういった知的財産を守りに行く、そこにお金を投資する

のは非常に勇気が要るものであったりもしております。輸出をするのだったら本当はここで商標を取りに行ったりとか、守りに行った方がいいのだらうなと思うものの、そこまで手出しができない実態というものもございます。ここに関しては、真似されてからでは遅いと、手痛いような目に遭っている日本国内の様々な商品がございまして、国を挙げて初めから日本品を持っていくときには、売れるかもしれない、売れないかもしれない、けれども、国際戦略としてブランドを守るその枠組みを、一企業、一個人に委ねるのではなく国としてバックアップする仕組みを、是非設けていただければというふうに思っておりますので、その点も方針として検討いただければと思っております。

2点目ですけれども、食育に関してです。私もまだ小学生、中学生の子供3人を育てる母として、可能であれば地元の食品、地元で生産されているもの、そして日本の農業に触れてほしいなという思いから、いろいろ地域の行事に参加して田植えに行ってみたり、芋掘りに行ってみたり、稲刈りに行ってみたりというようなことをやっているのですけれども、思っている以上に参加されている方というのは偏りがあるのではないかなというふうに思っています。

説明資料の中に農林漁業体験等を公立の小学校の約4割では実施されているという記載がありましたけれども、何となく周りの話を聞いていて、そんなにみんな経験したことがあるのかなというような気が正直しています。1回、もしかしたら行ったのかもしれませんが、子供たちに対してその1回で全てが足るのかというと、そういうわけではないと思います。特に幼稚園だったりとか小学校の幼少期に、日本の食品製造業というのはこういうふうに行われているのだと、これだけ手が掛かっていろいろな人の思いが込められて作られたものがスーパーに並んでいるんだということを実感すると、そこがないと、多分この先そういったものに関わってこようという気持ちが醸成するのも遅れてくるのではないかなと思いますし、例えば価格を転嫁させるということに対する理解も深まっていかないのではないかなという気がしています。

私子供たちを地域の行事に参加させる、そういった農業体験に参加させるときは、市報とか県報のようなものを毎月チェックするのですけれども、あれを見ていないと応募もできません。それは結構見ている人も少ないと思いますし、興味を持って探さなければ見つけれないと思うのです。なので、興味がある人しかそもそも参加できない状態になってしまっているのです、是非、義務教育の中に、もっと地元のそういった食を体験する、地元ならではの食品を作ったり味わう、そして農業に参加する機会というのを、授業の一環として是非取り入れていただきたいというふうに思っております。

私の方からは以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございます。

それでは次、オンラインで二村委員、お願いいたします。

○二村委員 それでは、私から発言させていただきます。

1つは農薬や動物用医薬品の使用を減らしていくということについてです。自然が相手のことですので当然計画どおりにはいかないと思いますけれども、計画と見通しをしっかりと立てることが必要ではないかと思います。成り行きでは簡単には減らないということです。是非ここはできるだけしっかりと計画と、その進捗の点検などをしていただければと思います。

それから、このように施策を進めていって使用量が減るといときに、農薬ですとか動物用医薬品などの流通量や生産量も必然的に減るといことにならざるを得ない側面があると思います。そういう中でも必要なものはきちんと確保される必要がありますし、製品として良いものが出てくるということも必要だと思います。そういう意味で減らしていく中でどう質のいいものを作っていくかということの計画的な施策も必要ではないかと思います。

それから、先ほどマイクロプラスチックの指摘があったと思いますが、これはすごく重要だと思います。今後これは国際的にも問題になっていく可能性が高いと思いますので、是非、対策を早めていただければと思います。

2つ目に飼料についてです。自給率の向上のためには飼料の国産化がとても重要だと思います。中長期的な施策を行うことで構造的な転換につなげるということだと思いますので、あまり短期間で変更をしないでしっかり取り組めるような形にしていきたいと思っています。

3点目に輸入についてです。輸入は食生活においてもとても重要だと思います。今後サプライチェーン上のリスク管理が重要になってくると思います。既に気候変動などで産地への影響が出ていると思いますが、これからも大きくなると思います。思いがけないところで影響が出ることもあると思いますので、リスク情報の素早い収集と共有ということが課題になると思います。

それからサプライチェーン上の人権侵害ということについて、今、国際的に非常に関心が高まっていると思います。個別の企業でももちろんいろいろ努力されていると思いますが、個別の企業での対応には限界もありますし効率的ではないことから、こうした調達上の課題を共有するような業界団体の動きもあると思います。そうした取組との連携ですとか、そこへの後押しということも有効ではないかと思います。また、サステナビリティ全般の課題等も含めて認証団体がいろいろあると思うのですが、そういったところの連携も重要になると思います。

それから食育について、すみません、どうしてもここにたくさん意見があります。1つ目は、子供に対しては給食が一番広く行き渡る食育の機会だと思います。是非、給食の拡大とそれから質を上げていくということについては、大きな課題として他省庁とも一緒に取り組んでいただきたいと思います。

す。

それから大人に対してはどのようにアプローチするのか非常に悩ましいと思います。先ほど先生の御意見にもあったのですが、知識と行動というのは簡単に結び付くものではないです。また、情報発信も発信したということではなくて、それがどのように届いてどう受け止められているのかということの評価が必要だと思います。検討が必要だと思いますが、1つ、可能性としては、企業で今、健康経営というようなことが取り組まれていますので、そことの連携は可能性があるのではないかと思います。研究課題にしていいただければと思います。

それから高齢者ですが、高齢者の食の貧困は本当に大きな問題だと思います。一人暮らしですとか体が弱ってくる中で健康的な食を確保するということはとても大きな課題ですが、これは食育というよりは食環境の整備ではないかと思います。この辺りの切り分けは少し必要かと思います。あわせて、大人の食育について、「食育」という言葉がいいのかどうか、食育と言っている限り大人には届かないのではないかと、という感じもあって、この言葉の検討などももしかしたら必要な時期かもしれない。

それから農山村の体験ですが、これは本当になくよりあった方が絶対いいと思いますし、とても重要なのですが、一方で、こうした体験は相当頑張らないとどんどん少なくなりますし、体験できる人数も限られます。是非、身近なところでどういうふうに体験できるかということを考えていく必要があると思います。

あと食育や体験活動の担い手として企業ということが挙げられていて、もちろん企業の持っている情報は非常に大事だと思いますけれども、どうしても得意分野に偏りがちだと思います。そういう意味では、教育団体ですとかNPOなどの取組というのも是非視野に入れていただきたいということです。

それから最後に、質問半分のコメントなのですが、和食ということがこの中で挙げられているのですが、この和食というのはどういう定義なのかを伺いたと思います。というのは、和食に関する取組について、非常に焦点が定まらないないつも思っています。日本の食というのは時代や社会とともにずっと変化してきているのですが、その中で和食とは何だろう、この和食を広めることで何を守ったり推進したりしようとしているのかというのが、ちょっと曖昧だなと思っていまして、定義ですとか狙っているところをもう少しシャープにお話しいただければと思いました。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員　説明ありがとうございました。

私の方からは、皆さんから話題出ましたけれども、食品輸出の問題でございます。私も現在約600トンぐらいのお米を輸出しております。ただ、これは単品輸出なのでなかなか難しいということです。で、今、海外には食品産業の海外展開が非常に進んでおりまして、国内の大手外食さんがどんどん出店をしております。そういうところにスムーズに日本の食材を提供できるようにすることが、一番簡単な輸出拡大につながるのではないかと思います。今1兆4,000億とか1兆5,000億ほどになっておりますけれども、5兆円を達成するためには、単品で地元の様々な料理に合うような食材が、日本が作ったからおいしいんだというのはそもそもおかしいと思うので、お米の場合も海外の料理には海外のお米が合うだろうと思うのです。まずい米を一生懸命作っているなんていう国はどこもないので、多分料理に合ったお米を作っているのだらうと思いますので、先ほど二村委員からもありましたけれども、和食、日本でアレンジした料理の方法をそのまま輸出して、そこに我々が作った農産物をうまく流通できるような対策をこれから講じていただければ、生産する立場としても非常に助かりますので是非よろしくお願ひしたい。

それから畜産の方で、全く話題には出ておりませんが、畜産の業界では今アニマルウェルフェアという単語で、環境をどんどん整えながら、畜舎の環境も広く、少ない頭数で管理するというのがどんどん進んでおりますが、この畜肉を皆さんに提供するためには、どうしてもと畜というゲートウェイを通らざるを得ないのですけれども、海外ではロボットと畜、機械でのと畜がどんどん進んでいますけれども、多分日本ではどこにもないような気がするのです。あるかもしれませんが、今、様々な職業で人がいないというさなかですので、それはほぼ県営だろーと思いますけれども、そういう処理指針みたいなものを検討する段階に入っているのではないかと考えますので、その辺も検討をお願いしたいと思います。

次にDXなのですが、多分農業界は全ての業界の中でDX化が一番遅れているのだらうと思います。私も様々なソフト、様々な機械を使わせていただいておりますけれども、なかなかこれまた単品輸出ではないですけれども、単品、単品なので総合的に使えるシステムティックな作り込みにならず、なかなか利用継続するためには苦慮していることと、それから農林水産、関連する自治体の申請とか様々なGISの仕組みにしても単発的で統合性がないというか、それとネットから入っていても、まるでクイズをしているかのように落とし穴ばかりでたどり着かないというのが、私の能力がないのかもしれませんが、なかなか使いづらくてできないのです。例えば飛行機のチケットを取るのもキャンセルするのも乗り継ぎでやるのも、今、本当にさくさくとスマホでピッピ、ピッピとできるような時代なのに、情報にたどり着くまでに非常に苦労しているので、その辺の改善をお願いしたいと思います。

最後に、前回の会議の中で、2030年にはひょっとして規模拡大がなされなければ35%の農地が空くのではないかというような、刺激的な数字が出てきましたけれども、これが例えば20%ぐらい利用したとしても15%は間違いなく耕作放棄になるわけですので、今まさに畜産の方は飼料が国産飼料がなくて困っている最中ですし、今後もこの傾向は続くだろうと思います。より良い地方の居住環境を作るためにも、熊さんの森ができるのも非常に嫌なので、きれいな栽培をされているそういう農地として保全するためにも、何らかの予算措置を持って飼料作物の生産ということを念頭に、昨日も一昨日も熊の話題がテレビをにぎわせていますけれども、そういう熊が住宅近くに来るようなことがなくなる、栽培されたきれいな農地というのは住民にとっても生活者として要求すべき案件だろうと思いますので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、浅井委員。その次に、田島委員お願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。

今日は資料を添付させていただいております。タイトルは「実行力のある基本計画策定に向けた具体的施策について」ということで発言させていただきます。

一昨日、国会の質疑をテレビで見っていたときに石破総理も、食料安全保障の確保に向けて食料システムを一体的に捉えて持続可能なものとして構築していく、農林水産業の基盤の強化が重要であると、さらに、現在策定している新たな基本計画において具体的な施策を講じていくというふうに発言をされていらっしゃいました。なので、計画を絵に描いた餅で終わらせないように、しっかりと実行力のある形で進めていくことが大事ではないかと考えております。

今日のテーマのDXのところがありましたので、農地のDXについて推進についてお話しさせていただきます。

具体的な施策の提案1つ目ということで、全ての農地の利用情報等を可視化して農地の流動性を高めていく施策をお願いしたいと思います。我が国の農地は427万haと限られておりますので、その農地が効率よく適切に利用され維持管理されていくための農地DXを更に推進していくと、現在eMAFF農地ナビがありますけれども、所有者情報等を公開されていますが、農地の流動性を高める上では十分に活用がなされていないのではないかと考えています。地域計画に基づく利用意向情報とか衛星データ等を活用した農地の情報、土壌情報など、こういうメタ情報についても網羅的なデータベースを整備して農地の利用価値を評価するとともに、新たに農地を求める農業者や新規就農者の方が優良な農地を

探すことができ、マッチングにつながるようなプラットフォームが必要ではないかと考えています。そのため、現在各地域において策定されている地域計画について原則公開をしていく方針だとは思いますが、確認のため、全部公開されるのかどうかというのを、また後で教えていただきたいと思っています。また、これらの取組について、eMAFF農地ナビにこういう機能を追加していくということが難しいのではないかなと思っていて、難しい場合は民間の事業者に委ねていくなどの方針を明確にさせていただいて、補助事業等を活用して取組を推進・支援いただきたいというふうに考えています。

提案の2つ目が、地域外からの農業者にも将来の目標地図に加わる機会を与える施策をお願いしたいと思っています。現状の地域計画策定の協議には、地域内の関係者しか参加していない状況がほとんどではないかと思っていますので、地域外から新たなプレーヤーが生まれてくる可能性が低い。結果として農地及び農業者の流動性が低くなり、新たなイノベーションが生まれにくい構造になってしまうのではないかと心配しています。そういう意味でも、新たな農地を探している農業者・新規就農者等が、関心を持った各地域の地域計画の協議の場にどんどん参加できるような仕組みが必要ではないかと考えています。

その下については、今日のテーマから少し外れてしましますが、重要だと考えておりますので提案させていただきます。食料安全保障の確保に向けた生産基盤、生産力の強化というところは本当に重要なテーマだと思います。その上で提案の3つ目ですけれども、生産基盤の強化のため、地域計画策定プロセスにおける合意形成の3分の2ルールというものが必要ではないかと考えています。本格的な人口減少と高齢化が予測される中、基本法が掲げる食料安全保障の確保を実現していくため、生産基盤及び生産力の強化が必要であり、生産基盤の強化においては農地集約及び大区画化が最重要でありますけれども、地域内での合意形成において現状の全員同意を、運用上ですけれども、必要とするようなやり方では、集約を進めることは不可能に近いと思います。先ほど齋藤委員からもありましたけれども、農地が空いてくるのは確実だと思うのですけれども、小さな状態で分散作圃で空いてきたとしても僕らは受皿として受けられない。そこには農地集約と大区画化がセットで必要だと考えています。現在各地域で策定されている地域計画の策定プロセスにおける地域内での合意形成を円滑に進めるため、農地集約の対象となる農地利用者、これは利用権の話ですね、において3分の2の賛成が得られる場合は農地集約を速やかに進められるようなルールを、整備されてはいかかかと考えております。その際、農地バンクが主体的に権利者間の農地交換等の調整を図りながら利用権の転貸を進めるという御提案です。

地域計画の特例というところで、確かに3分の2以上の同意を得て農地バンクに利用権の設定等を

行って、それを市町村に対して提案することができるというような資料を拝見したことがあるのですが、実際に本当にこういう特例が使われたケースというのはまだないかもしれないのですけれども、あれば教えていただきたいのと、これを市町村に提案した後、誰がその意思決定をされるのでしょうか。結局ルール上は法律にも書いていただいていたとしても、現場の運用としてそれが使えない状態だと合意形成は進まないと思いますので、その辺り御検討いただけたらと思います。

提案の4つ目は前々回ですか、同じことを書かせていただいていますけれども、再度、農地利用権の流動性を促すための農地関連税制の検討というところで、相続税と固定資産税について記載させていただいております。こちらについてもその可能性等について御意見を伺えればと思います。

最後に、構造改革を進め、稼げる農業、産業化へということで、これはぜいたくをするためではなく次世代のために稼げる業界になっていないと未来はないと考えております。ジェンダーや年齢を問わず優秀な人材がいつでも農業ビジネスに挑戦していただけるような環境整備が重要だと思います。何度もすみませんが、分散作圃となっている農地の集約と大区画化などの構造改革を進めて、また農地のDXにより、いつでも誰でも優良な農地情報にアクセスできるようなプラットフォームが構築されれば、農業に挑戦したい情熱を思った優秀な人材が自然に集まってくると私は考えています。環境の整備と同時に機械の整備が必要であることから、三重県の農地バンクが取り組んでいるような、集約されたい農地とやる気のある農業者を、ビジネスプランコンテストで入賞した人が、その農地がマッチングされるような取組が、他地域においても広がっていくとありがたいかなと思います。これらの取組を進めて、新たな事業機会を増やすため早期の事業承継を促すような施策も検討が必要ではないかと考えております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、田島委員、お願いいたします。

○田島委員　ありがとうございます。田島でございます。

私はいろいろな、今日は部門がありますけれども、その中で国民の理解醸成ということについて発言をさせていただきたいというふうに思います。

国民の理解醸成といいますか、これは国民イコール消費者と呼べるのではないかなというふうに思いますけれども、今までの委員さんの中での発言もございましたけれども、食料がどこでどのようにして誰が生産されているのかというのが分からない国民の方が多いのではないかなというふうに思います。食料基地といいますか、農村部に居住されている方は少のうございまして、都市部の方たちは土というものも見られたことがないでしょうし、野菜等々が育っているところを見られた方も少ないので

はないかというふうに思います。

そういったことから食育という話もございました。子供の学校給食等々の話もありましたけれども、ただ頭に入れるだけじゃなくて現地へ行って見るという、体験するというのもやっていく必要があるのではないのかと、子供から大人までの食育の推進であるとか、また食文化の保護・継承、山村漁村の魅力発信等々については、この理解醸成の中では重要な取組であるということを思いますので、これをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

ちょっとまた戻りますけれども、私の町は九州でもれんこんの産地で有名でございます。皆さん方もれんこんはどのようにして生産されるのか、どのようにして育っていくのかというのも多分御存じでない方も多いのではないかなというふうに、私たち田舎に住んでおってもれんこんは縦に、ごぼうみたいに入っているということを言われる方もたくさんいらっしゃいますけれども、れんこんは横に入っているんですよと、それをどうやって掘るんですかと、そこら辺も食というところについては、皆さんにも理解をしていただかないといけないかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

吉高委員、井上委員、続けてお願いいたします。

○吉高委員 御説明ありがとうございます。資料2の生産資材の供給と資料3の食料輸出輸入及び国際戦略なのですが、これはどちらの項目も脱炭素化、気候変動が密接に関係していると思っています。すなわちエネルギー安全保障、経済安全保障、食料安全保障など地政学リスクが多分に関係するもので、相互に密接に関わっておりまして、別々に検討するものではないのではないかと思います。私は国連の生物多様性条約のCOP16と気候変動のCOP29双方に参加してまいりまして、双方とも食料について大きく取り上げられております。また、資料3にありました人権に対する議論もまさにCOPでは大きく取り上げられている状況でございまして、まさに相関関係があるということをぜひどのセッションにおいても前提として言及していただくのがよいのかと思っています。

例えば今申し上げた事例としては肥料があると思います。気候変動、生物多様性、双方で肥料に対していろいろ議論されておまして、化学肥料の低減はもちろん基本で、これはもう野心的にも加速度的に進める必要があるかと思うのですが、そのトランジションにおきまして国内で生産するにしても、この脱炭素化に向けて国内の産業構造が農業だけではなくて全体に変わっていかなくてはならないので、そうなりますと、国内での生産の調達経路というのも変化していくので、それも見なければなりません。また、肥料の輸入先なのなのですが、これが多様化、地政学リスクの配慮で変化しているという御説明でしたが、これは直接輸入先ということだと理解しています。

例えば私が少し関わっていますLNGの方でもこういった調達の平常時と緊急時について議論されるんですが、例えばLNGの場合、別の資源輸出入に対して、友好国に対して普段ガスを輸入しておいてもらって、緊急時に分けてもらうようなスワップをしているということがあります。つまり平常時と緊急時を分けておかずに常にやっておくということで、今回の御説明にあった備蓄の参画率の妥当性というのは私自身よく理解できていないのかもしれないのですが、そこまでする必要はないかということをやっと御確認したかったです。

ただ、そのスワップをすることによって例えば今この農作物の輸出入の戦略とか、あと、種苗とか種苗の輸出入、全部強い絆を持ちたいという国との友好関係において、その他の生産資材の緊急時と平常時のこういったスワップを組み合わせることによって実は緩和できる場所もあるのではないかなとちょっと思った次第です。ですので、そういった資料3と4のいろいろな他国との相関関係ということをもしよろしければ整理していただければと思いました。とにかく農水省におかれましては国際政策の体制強化をされていると思いますが、更にアクセレートして強化していただきたい。特に私はこういった国際会議の場に出ていますと、やはり日本のルールメイキングの力が弱いとよく言われるのですが、これは海外の人的な長期的視点を持ったネットワークが弱いというふうに思っています。ですので、農水省様におかれましては、こういったところもぜひ強化していただきたいと思います。やはり人的なネットワークがころころ変わると、それはルールメイキングにはなりません。それに置きましても、いずれにしましても、ミドル戦略をしっかりと具体的な計画に盛り込むということがやはりこの資料3と4の戦略については重要なかなと思っています。

また、資料につきましてさきほど気候変動のCOPの話になりましたけれども、メタン関連の議論が年々脚光を浴びておりまして、実際に投資も増えてきている。ただ、残念ながら国内ではまだまだのように思います。J-クレジットの推進が説明に上げられていたんですけども、クレジットという環境価値を生むには自前で事業の資金調達をしなければならないので、クレジットだけでこういったインセンティブになるのかということ、私の経験上なかなかないのではないかと。実際のクレジットに対するいろいろな見方が変わってきているので、やはり官民のブレンデッド・ファイナンスを起こすような仕組みを私は期待しております。脱炭素目的で行動変容を起こすのは難しいので、コスト削減、生産効率向上、こういったことを目的としながら、現状維持のための機器などの導入ももちろん重要ですけども、先ほど大橋委員がおっしゃっていたような面的、それから、長期的に生産構造そのもののトランジションを念頭に置いてやはり検討していただきたいというふうに思っています。

そして、私は海外へ日本ブランドを持ち込むのは大変重要な戦略だと思ひまして、大方全部賛同す

るのですが、ただ、ちょっと御確認ですけれども、輸出支援プラットフォーム、現在一体どのような状況になっているのかお聞きしたいです。JETROとの連携というのもありましたけれども、私は経済産業省の方で繊維産業のビジョンづくりをしたときに同様な政策が検討されたのですけれども、現地でのケアの課題、それから、こちらの資料にある現地の物流の課題が大きかった。この現地での支援体制は重要なのですが、ただ、JETROの方でも人的な余裕とか予算がないなどの課題もあったので、その辺りは前提で今御説明だったのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、インバウンド向けですけれども、これも重要だと思っていて、私はいろんな地域のまちづくりのお手伝いをしているのですけれども、やはり食がメインコンテンツです。その際に東京都なんかはヴィーガンのレストランなどはガイドを出していて、とても詳細に出ているのですけれども、ほかの自治体ではほとんどない。既に農業の地域計画についてはどういうふうに関わるかということで、実行の部分で委員も言及されていたのですけれども、こういった面での自治体との協働というのは重要なかなと思っています。

最後、行動変容なのですが、特に教育なのですけれども、私は慶應のSFCと東大の教養学部でグリーンビジネスを教えていまして、各人にビジネススピーチさせるのですけれども、どんな分野に関心があるかという、大抵の学生が食ロスと食品生産を挙げます。その際にやはり課題として出てくるのは、今日ほかの委員からもありましたけれども、どこから商品が生まれるのか知らないからだという学生も言っているのです。これらの学生は皆さん、SDGsが義務教育に入っている大学1年生とかがこういうことを考えていることもあり、あと、今高校や大学でもSDGsプロジェクトをフィールドとするケースが増えていて、あと、食品関係でバイトする、コンビニとか身近に考えているのだと思うのです。

基本的に、例えば私が理事を務める国際園芸博でも若い人の巻き込みというと、農業高校から声をかけられるのですけれども、大体こういった食育とか教育とか若い人を巻き込むというと、農業の方の視点から声をおかけになる政策が多いかと思うのですが、やはりまちづくり、地域づくりをやっていると間接人口を増やすためにワーケーションプログラムとか、あと留学制度とかいろいろある。そういったところに企業の研修とか教育プログラムに農業体験や食を入れていくという生産発信ではなく、いろいろな地域のまちづくりのプログラムに入れていくというアプローチも特に大学、高校、それから、企業は必要なのではないかなというふうに私自身も思っています。

あと、私は先ほど赤松委員がおっしゃったCSVに関しての発言に大変賛同でございまして、企業の取組についても既に御説明ありましたけれども、やはり食のサプライチェーンのてっぺんにいる小売業においては、ESGやTNFDの対応もあって、サステナブル強化のために食に関する教育の情報発信をすごくされているのですが、やはり個別では大変限界もあります。これらを食育という言葉で片付けてし

まうことではないような気がしているのですけれども、やはりこの資料4の6ページと10ページに関しても関連するところは多いと思いますし、もう少しここの実行の計画の内容の具体的な記載がほしいと思っております。できましたらそうしていただけたらありがたいと思います。

最後に御質問ですけれども、ちょっと私はまちづくりに関わっていると、やはり各自治体はDX推進課というのが今つくらなくてはいけない状況であるかと思うのですが、そことの連携はどうなっているのか教えてください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 委員の井上です。

参加が遅くなりまして、大変申し訳ございません。2点ほど発言させていただきます。

1点目です。生産資材の供給についてですが、資料の中にみどり戦略の数値目標とひもづけた施策が多く見受けられます。私自身もそうですが、農業者から見たみどり戦略は有機農業に取り組む生産者が先陣を切って行うべきと思い込んでいるように見受けられます。しかし、この資料の中には生産資材を内需で賄うという視点と施策を中心に検討がされておりまして、農業界全体での課題とみどり戦略を重ねた取組だと理解をしました。言うなればみどり戦略が多く生産者に向けてもメリットのある取組として周知するチャンスだと感じております。慣行農法と有機農法は分けて議論されがちですが、国内資源の利用拡大を行うことによって双方の共通した課題解決と対話の機会づくりに期待が持てると感じております。ページ13から14の⑤燃料・エネルギーについても再エネの活用において同じことが言えると感じております。

具体的に特に重要と感じた検討の視点ですが、ページ4にございます堆肥・下水汚泥の活用によるリンベース肥料の内需拡大です。実施に向けてのポイントは、微生物、マイクロバイオームの研究活用と各省庁での連携で横串を刺した横断的な取組にすることだと考えます。

2点目です。国民理解の醸成についてです。総論、3ページにあります消費者施策の3点についてはぜひ展開と推進を進めていただきたいです。5ページ、食育の推進にあります農林漁業体験に参加して変化したことの赤枠に示してある数字が物語っておりますが、体験一つの効果でここまで大きく成果が表れるのであれば、費用対効果が非常に高い取組だと感じております。そして、食育教育を更に拡充させるのであれば、文科省からの食に関する指導の手引きと農水省での食育の推進の連動が必要と考えます。現場においては、農家、農業経営者が食育教育の一部を担ってもいいのではとも考えております。農家や農業経営者が持つ多くの知識や経験は学校教育の中でおろそかになりやすい部分

をフォローできると想像するからです。また、先生方のリソース不足の解消と農家の販路拡大を兼ねそろえた取組にできるとも感じております。

農家の販路拡大については、食育と給食を掛け合わせることが有効と考えます。実施に向けては栄養教員、地域流通業者、農家の3者での対話が重要で、特に地域流通業者との合意は慎重に行うべきと考えます。

参考までに北杜市内での取組を御紹介させていただきます。令和5年実績の北杜市内学校給食の地産地消率についてです。市内全ての小中学校が対象で主要作目は米、麦、野菜で全て重量換算です。地産地消率の目標数値49.5%に対して令和5年度実績は44.7%でした。達成率90%です。また、有機農産物も積極的に扱われておりまして、使用実績は10.3%でした。達成率の高さの背景には、市内に子育て世代の新規就農者が多くおりまして、そのほとんどの生産者が有機栽培または無農薬・無化学肥料栽培で行っていることが要因と考えられます。

ほか、市内保育園13施設にて教育ファームという取組も行っております。平成20年から現在まで15年ほど継続した活動となっております。具体的な内容は、園内に菜園を設けて地域の新規就農者が園児に向けて月1回程度の授業を受け持ちます。肥料の散布から収穫までを実施しまして、収穫した農産物は園内の給食食材として使用がされます。この取組においてアンケート調査を保護者に向けて行ったところ、192名中149名、割合で77%の保護者が野菜や農業に興味を持つようになったと回答しております。先ほど食育と給食による掛け算での販路拡大と申し上げましたが、教育現場においても掛け算の効果が期待できると感じております。

最後に、農業や農村は食育、経済、環境、文化など包括的な学びの場としてより多くの貢献ができると感じております。次世代に対して農での学びという形で投資を行うことが国民理解の醸成につながると考えております。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでございますか。では、高槻委員、お願いします。

○高槻委員 私からは輸出の促進のことでコメントさせていただきたいと思います。

今回、「輸出の促進（海外からの収益の拡大）」ということで少し幅広いトライというところが打ち出されているわけですが、これは非常に重要だと考えております。昨年度の基本法そのものの見直しのときにも皆様と一緒に議論したのですが、輸出に限らず需要に応じた生産というのが非常に大事であるというのがそもそもあるわけでありまして、昨年度の議論の中では需要というものが国内の需要と海外の需要では異なる性質のものであるという話を申し上げておりました。

実際その食ということになりますと、国内においても関東と関西で味に対する嗜好が違っていたり、あるいは色に関する嗜好が違っていたりするわけで、もともと極めて地域性の強い性質があります。まして国境を越えてあるいは文化を超えて海外というのが輸出でありますので、その場合の海外の需要にどう応えるかというのが非常に重要になってくるわけで、一次産品を単品で輸出することももちろん意味があるのですけれども、それ以上に加工した食品というものをいかに提供するか、いかにというのは日本で加工したものを輸出するということもありますし、日本からは原料を供給し、海外の消費地に近いところで生産をして最終商品に仕上げて売る。要は日本発のフードバリューチェーンというものをつくって拡大していくということが出てまいるわけでございます。

今日も何人かの委員からフードバリューチェーンに関係するコメントが出ておりますが、フードバリューチェーン全体が強化されませんとなかなかこの輸出の促進というのは進みません。したがって、これを拡大しようということであれば視野を少し広く見るということが必要でございます。

次に、今の話に関係するのですが、仮に日本の一次産品で非常に高品質で海外でも評判のフルーツなどといったものを単品で輸出したというケースを考えた場合に、これは残念ながら当然ですが、輸出コストが乗ってまいります。つまり日本で1,000円で買えるものが現地では1,000円では買えない。そうになってまいりますと、それを買える現地の方々というのはいわゆる所得の高い方々ということになってまいります。これは世界どこに行っても所得の高い方々というのは、その人口の1割とか2割程度というところでございまして、胃袋につながるボリュームの中間層の方々、これが6割、7割、この方々は1,000円の価値のものが例えば1,500円、2,000円だといって買うかという、ほとんど買いません。そういう意味でもローカライズする、海外の需要に合わせて地域で仕上げていくという話が重要になるわけでございます。

その場合でもフードバリューチェーンが日本から構築されておれば、キーとなる原料が日本から、日本の一次産品がキーとなる原料として使われるような形が取れば十分直接的なベネフィットはあります。また、間接的なベネフィットとしては今日も出ておりましたが、日本の文化、食文化というものも理解され、外国の方が日本に来た場合のインバウンドでの消費にもつながっていく、こういう部分もあろうかと思います。

もう一つ重要なのは加工度を上げたもの、つまり一次産品ではなく加工度を上げた食品等を輸出するという場合でも日本で実際売れているものそのものを現地で再現してもまず売れません。これもそのローカライズが必要というところでありまして、味とか色などの嗜好が全く異なるからであります。ここをどういうふうに乗り越えていくかというのが今後の輸出の促進という意味では非常に重要になってくるというところであります。

もう一つ、フードバリューチェーンというふうに捉えた場合には、今日も出ていた物流あるいは保管、鮮度維持なども重要なのですけれども、日本の武器としては日本式のコンビニエンスストアのモデルというのがあります。これは今、日本はもとよりアジア、人口が多いアジアにおいてどんどん普及しているわけでありまして。したがって、この日本式のコンビニエンスストアのシステムというものを海外において更に広げていくということは、この食の輸出の促進ということに直結していくものがあります。

1つ違う切り口で言いますと、資料3の10ページに書かれているのですけれども、「利子・配当等」という記載がございます。この利子・配当等のうち、この「等」というところがとても重要でありまして、利子は日本の親会社から融資をしなければ発生しませんし、配当は利益が出るようになり、配当可能利益が整ってからようやく配当できるものであります。しかし、この「等」の中に含まれるライセンス、ロイヤリティといったところというのは、そういう状況とは別にビジネスが拡大するプロセスで広がっていくものでありますので、この「等」というところがとても重要だということも指摘しておきたいと思います。

あと、最後に今日はどうしても全般的に農業分野の話が多いのですけれども、食、そして、その食の輸出という観点では、水産物というものも我が国は非常に本来競争力があるものだというふうに考えています。ただし、この水産物というものを海外で更に輸出拡大して伸ばすためには、国際的に通用する認証というものを多数取得する必要があるとございます。それぞれの需要に合わせて取得する必要があります。近年はそういった国際的に通用する認証の背景には、持続可能性であるとか環境への配慮ということが必ず含まれておりますので、その意味では資源管理、水産資源の資源管理ということが極めて重要になってまいります。ここを一体的に強化していくことによって、食の輸出というところが水産物の分野でも伸びるというふうに考えている次第でございます。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、林委員、大津委員の順番でお願いします。

○林委員 ありがとうございます。本日、簡単な紙の資料を出させていただいておりますので、できればそちらも御覧いただければと思います。

ここで特に1番で書いている地域計画の辺りは11月6日の企画部会において発言させていただいたことともかぶっているのですが、本日の資料の中にも分野横断的な視点での資料もございましたし、企画部会の回も重ねてきてそろそろ取りまとめに向かわれるということで、いま一度、一丁目一番地と考えているところについて意見を申し上げさせていただきます。

各回の資料において克服すべき課題の認識、また、それに対する検討の視点に示された各政策の大枠については全く異論のないところであります。ただ、問題はこの課題認識を踏まえて政策を具体化する、そして、加速化するための具体策というところはまだ我々委員レベルではお示しいただいていないところなので、非常に気になる点について申し上げたいと思います。

まず1番目、地域計画の枠組みによる農地集約・基盤整備の加速化についてでございます。先日、農水省の御調整により、農業委員会において農地集約・基盤整備を実現した成功事例の視察に行かせていただきました。その現場で中心人物になられた方から伺ったのは、やはり一番大変なのは地権者が150名近くいて、筆数も500枚を超えて、相続もされていない土地が多数あり、その事業の協力、同意を得るというプロセスが非常に大変だったというお話を伺いました。この点はもう全国で地域計画の取りまとめに当たっている方々にとっては共通認識なのではないかと思います。実際にこの方の場合も事前の説明会を何十回も行い、そして、特にお年寄りの地権者の方は意地を張って返事もくれないので、家庭訪問し、本人に言っても聞いてもらえないので、奥さんやひいては仲人さんから本当にいろいろな人に何十回も会って、もうしまいに顔を合わせるのも嫌になるくらいの面談を重ね、その上でようやく取りまとめたということをおっしゃっていらして、このような超人的な熱意を持ったボランティアの方がいらっしゃらないと、これだけの集約ができないというのが現実であるとすれば、こういう属人的なボランティア頼みというところではないシステムとして誰でも全国の地域でより農地集約や基盤整備ができるような、地域計画の策定ができるような環境整備を農水省がしないと、本当に「百年河清を俟つ」がごとく人口減少が想定より10年早く進んでいる、少子高齢化が10年早く進んでいる中で、このペースで地域計画の枠組みで農地集約・基盤整備をしますと言ったら、本当に「そして誰もいなくなってしまった」という危機的な状況になるのではないかと思います。したがって、本日、私が提出した書面の1の下記に挙げたような具体策を盛り込んでいただけないか、地域計画策定に当たる方に武器となるツール、材料や考え方の整理だとか、少しでも会議資料を作る等の手間を省くことをしていただけないか、ということで、ここに書かせていただきました。

この下記のところなんですが、地域計画策定の前提となる農地集約・基盤整備に関する政策課題というのが今回の現地視察でも①以降に挙げたような課題が出てきております。これらはかなり明確化した問題だと思いますので、それを改善するための具体策を1から挙げました。こうした具体策を設けて、これから5年の間でKPIを設定し、そのPDCAを毎年回していただけないかと思います。

まず、①は所有者不明土地の探索についてです。基本的にはeMAFF地図やeMAFF農地ナビや現地確認アプリというものがあるわけですから、よりUIを使いやすくしていただくところはあるにしても、これをなるべく活用していただいて、農業委員会が農地法に基づく利用意向調査を実施していく

ようにし、その際の所有者不明農地の所有者や相続人の検索については法務局や固定資産税情報を持っている総務省等と農水省で協力してオンライン検索を可能とする仕組みを速やかに設置するということが必要であると思います。

2 番目として、農業委員会は利用意向を確認できない農地については、現在でも農地法に基づいて知事裁定による農地バンクへの貸与ができるわけですから、これを速やかに行っていただく。

それから3 番目、これは虫食い状態についての対策ですが、先ほどの現地訪問での話でもやはり大まとめ、話はできてもどうしても納得していただけない方がいると、そこが虫食いになってしまうという問題があるわけなので、そういったものについてリタイアする前に一旦農地バンクに貸し付けた上で、まだあと数年は使えますという方については農地バンクから転貸する手続、また、前回も申し上げた換地の手続を現在よりもより簡易に行えるような手続の簡素化を工夫していただきたいと思います。

そして4 番目ですけれども、これまでの企画部会において農水省様からは来年3 月時点での地域計画を見た上で、そこからどんどん政策の具体化をしていくというお話を伺いました。ですので、来年3 月時点での地域計画を点検、総括した上で担い手農業者への農地の集積・集約化を加速する観点から農水省が必要な対策を速やかに整理して、企画部会の意見を聞いていただきたいと思います。

5 番目です。農地バンクが管理する農地については、大区画化などの基盤整備、この基盤整備の範囲も今後の機械化をする上では、現在よりもより深掘りした基盤整備が必要になると思うのですが、それを注1 のところで書いておりますが、基盤整備を行う場合には全額国費で行い、農地所有者の負担を求めない、その代わりこの場合には土地改良事業等の実施について所有者の同意を不要とするということをセットで行っていただくことが重要ではないかと思います。既に高齢化している農業者にとって、土地改良の費用を出してまで集積をするという余力はないという声を現場でこの集約活動をなさった方からも聞いておりまして、ここの整備の費用負担とのセットで集約を進めるということは集約において非常に必要な点だと思います。

その上で6 番目ですが、農地バンクにおいて集約・大規模化した農地を新規農業者とマッチングするシステムを全国的に整備していただきたいと思います。現地視察では、JA関係の新規担い手研修組織の卒業生で、農地承継マッチングしたI ターンや脱サラの方たちから直接お話を伺いましたが、やはりサラリーマンを辞めて農業に新しく挑むに当たっては、農地が確保されて、そこに機械を入れてある程度の収益が上がるという計算が立たないと、新しく農業に取り組むことはできないということをおっしゃってございました。逆に、それさえできれば、農業は非常にクリエイティブで、サラリーマンをやっているよりも農業で頑張りたい、魅力のあるものなんだというふうに思っていられ

やる方が現実にはいっしょやるということも体験いたしましたので、ぜひこのマッチングシステムをお願いしたいと思います。

以上が農地集約・大規模化についてのお願いでございます。

2 番目ですが、日本品種のグローバル展開による稼ぐ力の強化についてでございます。本日の資料 3、13 ページの検討の視点に記載されている事項は今細かく読み上げませんが、いずれも非常に重要な政策であると思っており、加速して具体化していただきたいと考えております。加えて、この 2 の②に書かれております「品種登録の育成者権の出願、審査手続の円滑・迅速化、育成者のメリット、権利の強化」という点につきましては、現実の育成者権の権利行使の場面を考えますと、権利行使の実効性をより確保する必要があります。そのためには品種登録における公的寄託機関による DNA マーカーの保存制度をつくって、これを育成者権侵害の裁判における証拠として利用できるように制度整備を行っていただければと思います。

3 番目ですが、国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築の加速化についてでございます。こちら資料 3、8 ページの検討の視点に記載されている事項は先ほど内藤委員からもお話しありましたが、私もいずれも非常に重要な政策でありまして、加速して具体化するべきであると考えております。特に次の 2 点については、今後基本計画の 5 年以内に体制を確立する KPI を設けて進めていただきたいと思います。

まず 1 点目ですが、優先重点品目については輸出仕向け時の輸入規制、農薬や検疫などがございしますが、その輸入規制に対応した生産や流通を実現していただければどうかという点でございます。もちろん外交努力でこれまでも、また、これからも交渉を続けてくださっているとは思いますが、しかしながら、なかなか結果が出るものではないかと思しますので、並行して輸出重点品目に絞ってこうした仕向け地特例の生産や流通体制というものを組んでいただけないかという点でございます。

2 番目、「生産から輸出まで」、「生産から消費まで」という書きぶりもありましたが、やはり我々は現在、生産から輸出までのサプライチェーンを考えて、スマート技術を活用した品質管理や物流効率化をしていただき、その際の規格の簡素化とか標準化を進めていっていただきたいと思います。これはほかの産業で DX を進める場合でも現場の抵抗というのはありがちですし、現場にとってはこれまでのやり方を変えるということについての分かりづらさというものもあるものだと思います。では、他産業では、どうやって改善を進めているかというと、10%とか20%とかちょっと変えましょうというのではなく、例えば、「いつまでに」今の規格の「半分」にしましようにと、簡素化についての簡明な目標を立てて現場の理解を進めています。ぜひとも簡明な目標を立てて規格の簡素化や標準化を進めていただけないかと思います。

ちなみに農業関連のスマート技術研究自体は既に国プロなどで進められて実証実験も行われていますが、POC止まりになっている、といういつか見たような状況がここでもございますので、ぜひ実務にこのせっかくの技術を生かしてサプライチェーンの強化をしていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、大津委員、お願いいたします。

○大津委員 発言の機会をありがとうございます。今日は遅れての参加で失礼しました。

私からの発言は、先日来、内藤委員が何度も御指摘されている絵に描いた餅にならないための具体的な提案を幾つかさせていただきたいと思います。

1つ目は小中学校の給食の和食化という提案です。郷土料理を含めた和食文化を推進することで食文化の伝承にも、健康面の向上にも、米をはじめとする国産農産物の消費拡大にもつながると考えられます。南房総市をはじめそのような取組をする小学校も既にありますし、料理人さんたちによる和食給食応援団という団体等もありますので、ぜひ日本の農業政策の一環としてこれまで以上に積極的に取り組んでいただけたらと思います。

2つ目は農林漁業体験についてです。いただいた資料に体験機会を増やすと書かれていますが、受入れは非常に大変です。体験当日だけでなく、事前の学校との打合せや準備、後始末なども含めると相当の時間と労力が取られ、あまり積極的にはやりたくないというのが正直なところです。もちろん私自身も子育て中で体験の重要性は理解していますので、できるだけ断らないようにはしていますが、基本的には無報酬ですし、人手不足や獣害、気候変動への対応をしながらの体験受入れは今のままでは負担が大きい状態で、毎回悩みながらお引き受けしています。担い手として地域の農業を引っ張るような経営をしている農業者や農業経営体に体験の受入れを増やせというのは、全力で走っている人に更に速く走れと言っているようなもので、持続可能ではないと考えます。

そこで提案です。文科省の統計によると、全国の小中学生は約900万人、農水省の統計によると、農業従事者は2020年の時点で116万人、そのうち65歳以上の従事者の方は少なく見て5割だとしても58万人はいらっしゃる計算になります。仮に65歳以上の4分の1の方が受入れをしてくだされば、1人当たりは60名程度で20名ずつの受入れを年3回していただければ全小中学生の生徒さんに体験の機会が生まれることになります。これほど単純ではないことは分かっていますが、体験受入れは副収入として当てにできるぐらい受入れ手当を出すか、もしくは年金受給者の方にやっていただくというのが現実的ではないかなと思っています。

次に、高等教育についてです。私は女性農業者を中心とした全国組織の活動で、大学等への出前授

業と学生さん等の受入れ活動に力を入れました。地球環境基金という組織から助成金を頂き、大学側には負担をかけずに会員の農家たちを様々な教育機関に派遣しました。学生たちがリアル農業者から話を聞けることにももちろん価値はありましたが、私たち農業者にとっても学生さんとの出会いは長期期間中のバイトやインターン生のリクルーティングとして有効で、かつ自分たちがやっている農業が持つ社会的意義を見直す機会にもなりました。

2022年で助成期間が終了して派遣活動は続けられなくなりましたが、幾つかの大学では引き続き大学側の予算で講義をさせていただいています。中でも資料にもお示ししました慶應義塾大学大湘南藤沢キャンパスでは、今年度から農業環境論という新しい講座が開設されました。農学部のない大学でこのような講座が誕生したことは非常に意義が深いと思っておりますし、100名以上の学生さんが履修してくれております。この流れはぜひムーブメントとして全ての大学で農業と環境に関する講座を必修科目にするよう文部科学省との調整を図っていただきたいです。農業の現状や意義を知ることは、非農家の育ちであっても一般的な教養として必ず知っておくべきことだと思うからです。インターンや援農活動の単位化も併せて御検討ください。

高等学校につきましては、3年間という短い期間のカリキュラムに入れ込むのは難しいのかなと思うのですが、一つ奇策を提案させてください。農業高校の野球部に名監督を配属するという案です。時間の都合で詳しくは説明しませんが、秋田県の金足農業高校が甲子園で決勝に進んだことはウィキペディアにも載るほどの話題になりました。私の息子は農家の子供ということになるわけで、農業も好きなのですが、野球部が強い工業高校に進学しました。裏を返せば、農業高校が野球に力を入れれば農業がどうしてもやりたいという理由ではない子たちも農業高校を目指すようになり、結果的に農業への参入ハードルを下げるのではないかと思います。高校の生徒数が全体的に減る中で、これぐらい思い切ったことをやらないと農業高校を目指す子供たちが減っていつてしまうのではと危惧しています。

以上、どれも直球というよりは変化球のような提案でしたが、これぐらい柔軟でかつ具体的な案も基本計画に盛り込んでいくことで、絵に描いた餅にならない社会変化を起こすことができるのではないかと思います、この場で発言させていただきました。

あと小さい3点ですが、DX化はぜひ進めていただきたいんですが、サイバーセキュリティ対策が本当に重要になってくると思っております。それから、団体等の相互連携、再編整備について私は素人に近いのですが、農村において限られた人物が幾つもの団体や組織に関わっている現状は見ておりまして、結果としてどこに行っても同じようなメンバーになっている現状なので、こちらでもぜひ進めていただきたいです。輸出をすると高く売れる円安の後追いもありまして、輸出した方が生産者にとっ

て利益が大きいと、特に設備投資をした人は輸出に力を入れてしまって、国内の自給率が更に下がってしまうのではという懸念点もありますが、私からはこれといって打開策を提案できる立場も知識もありませんので、発言は以上とさせていただきます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、稲垣委員、お願いします。

○稲垣委員　稲垣です。私からは農業委員会に絡んだことを1点、それから、団体間の相互連携について2点目、そして、3点目として国民理解、最後にエネルギー、4点申し述べさせていただきます。

資料4の17ページに私どもの農業委員会組織についての記述があるわけですが、農業委員会としては農地利用の最適化に今も取り組んでいるわけですが、来年度以降は特に地域計画への継続的な関与によりバージョンアップに取り組んで、地域計画の実現に寄与することだと思っています。そのために現にある所有者不明農地を解消することと不在村地主へのアクセスによって所有者不明農地の発生防止の取組が急務であり、この点についての優先順位を上げなければいけないのかなと認識しております。加えて、市町村域を越えた経営体が今後ますます増加するということでもありますので、農業委員会間の連携とそのために私ども全国農業会議所と都道府県農業会議が農地バンクと一体的に意味のある働きをする必要があると認識しておりますので、ここの記載の課題・視点はそういうことだと思っております。

ただ、課題・視点に加えていただきたいのは、検討の視点に「限られた組織リソースの下、効率的な推進体制の推進」という表現があるわけですが、農業委員会は平成21年の農地法の大改正、更には25年のバンク法の制定以降、毎年のように業務が増えているわけですが、受け止める委員会事務局はその図にあるとおり1委員会当たり平均4.8人、最頻値は4人、そして、何より4割を超す農業委員会には専任の委員がいないということでもあります。兼務職員、ひどいところになりますと、農林以外のお仕事、土木であるとか建設、観光など言わば一人霞が関状態のような中であって、かつ平均の在職年数も極めて短期間という状況であります。

平成10年までは農業委員会には農地主事という役職の職員が存置されて、専門性の高い知見を生かして農業委員会業務を遂行しておりました。2030年まで、あともうほぼ5年で農業従事者が半減すると、そういう情勢下の中で地域計画の実現なり農地利用の最適化に取り組むということであれば、構造転換集中5か年のときでもいいと言うとちょっと言い過ぎですが、時限的にでも職員体制の質にわたる強化を農業委員会業務の軽減、整理と併せて必要かなと思っております。この件については昨年、今年と私、国会の農地関連法制の改正の国会の審議において参考人として意見の陳述をする機会を3回もいただいたわけですが、陳述ではなく、もう陳情と称してそういう地方公共団体の農政関係

の体制強化をお願いしてまいりましたが、全くかなっていないという状況でありまして、現場では限られたリソースの下で効率的な執行体制の構築に対してはもう限界感が横溢しており、リソースというその人材そのものを増やすという課題認識なり視点で御検討いただきたいということを強調させていただきます。

それから、2点目は資料4の14ページの団体間の相互連携について、この課題と視点が丸3つでいいのかなという認識であります。4つ目の丸として起こしていただきたいのは、地域計画を実現していくという観点に立って、地域計画の見直しでありますとか実現の取組において行政、関係機関、団体の連携協働によって農業の持続性の向上を図る、そういう課題認識が必要ではないのかなということとであります。そして、検討の視点には関係機関、団体の会員、組合員及びその関係者などの氏名、名称、耕作している農地などの状況、また、経営についての今後の意向等を目標地図に反映することを通じて地域計画のバージョンアップを図ることを検討、そういう視点があってもいいのかなと思います。この間もいろんな方から地域計画の実現に対して御発言があったのですが、やはり大事な視点は農水省ではいろんな事業を来年の概算要求でも御準備いただいているわけですので、そういうものをプッシュしていただくという視点が非常に重要なかなと思っております。受け手のいないようなところには新規就農の対策がこういう形であるぞとか、それから、先ほど林委員が御評価されておりました長野の事例のように機構関連の事業、そういう事業導入ということをプッシュする観点で地域計画を実現する、そういうスタンスが大事かなということとであります。

それから、3点目の国民理解は資料4の3ページに国民理解の醸成は全くそのとおりであると思っております。これは今回の基本法第14条、消費者の役割の拡充を受けてのことと理解しているわけですが、この第14条の改正の肝というのは食料安全保障の観点から消費者が食料の持続的な供給に寄与することであり、そのためには行動していただくこと、食料システムのプレーヤーとして行動を起こしてもらうこと、決起してもらうことではないかと私は認識しております。だとすれば、変容というのはいささか焦点が鈍るというか、何しろ農業従事者が半減するのはあと5年少々しかないわけありますので、取組に食文化であるとか魅力発信、もちろん大事ですが、その上位にやはり消費者に生産なり備蓄へ関与していただく、そういう具体的な取組を通じた行動変容が必要なのではないかと思います。

消費者というか国民の方が生産、すなわち自給に踏み込むということは農地の有効利用の観点からももっと議論されてもよいのではないかなと思っております。御案内のように昨年の4月1日から農地の取得要件から下限面積が撤廃されたわけで、農地のアクセスについてそれこそ変容が起きているわけであります。農業者の生産や販売との関係を十分整理した上で、国民といいますか、消費者が農

地を取得して幾ばくでも食料を自給するような行動を整理することは、農地の適正利用なり食料の安全保障の観点からも丁寧な検討をしていく必要があると認識しております。

最後に、エネルギーのことにつきましては資料2の14ページにあるわけですが、ここの記述に現在の基本計画、今取り組んでいる基本計画の中には再生可能エネルギーのフル活用でありますとか地域経済循環の構築などによって地域循環の共生圏を構築していくというようなことが結構深掘りして記述があることを思いますと、今回の14ページの記述との関係でそういうことにも手当てが必要なのではないかと思った次第であります。

私からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小針委員、よろしいですか。

○小針委員 御説明ありがとうございます。農中総研、小針です。

提出資料に基づいて、生産資材の安定供給と推進体制の観点から3点コメントいたします。

まず、安定的な農業生産において資材の確保というのは重要で、基本法で今回第21条、第25条、あと特に第42条で新たに明記されたということの意義は大きいと考えます。輸入原料の国際価格や為替水準も含めた調達条件がこれまでとは大きく変わる中で、その変化を前提とした新しい仕組みの構築が求められます。肥料に関しては、化学肥料原料のうち経済安全保障推進法の下で特に地政学リスクが懸念されるリン安と塩化カリウムについては備蓄が進められていますが、作物の成長に最も関係が深い窒素分についても左の下のグラフのとおり、近年カプロラクタム等の繊維産業からの副産物として供給される国産硫安の減少懸念等もあって、安定供給に係るリスクに対しては多角的な目配せが必要と考えます。

また、井上委員の御発言にもありましたが、国内で調達可能な未利用資源の利用拡大はみどり戦略、あと、バイオマス活用の推進という観点とも連動する重要な論点です。堆肥や消化液、下水汚泥肥料の利用拡大に向けた農業者への理解増進やリスクコミュニケーションの強化など時間軸の短いものと新たな資源の発掘、新技術の開発・実用化といった将来に向けたポテンシャルの拡大というように長めの時間軸で進めていくこと、これらを分けて検討を進めていくことが必要と考えます。

あと、肥料プラントの多くは老朽化が進んでおり、その更新も大きな課題となりますが、この間、担い手への農地集積が進む中で農業者の肥料の利用の仕方や調達方法も変化しています。また、友實委員の御発言にもありましたが、輸入原料のみならず未利用資源の活用も踏まえたプラント立地といった新たな視点も踏まえて、肥料サプライチェーン全体としての効率性を踏まえた制度・設備の再配置・更新についても検討を進めるべきと考えます。

2枚目のスライドで、飼料につきましては先ほど水戸部委員や齋藤委員からも御発言がありました。その調達構造の変化を前提とした新たな地域のモデルの検討が求められます。食料安全保障、環境との調和、いずれの視点からも改めて耕畜連携が重要であり、耕畜連携を軸とした新たな資源循環の形成はこれからの農業モデルの1つであると考えます。畜産部会におきましても、参考資料をつけておりますけれども、耕畜連携の更なる推進を含めた国産飼料基盤に立脚した生産をポイントに据えております。一方で、その普及にはこのスライドの左下に整理してあるとおり多岐にわたる課題があって、それが相互に関連していて、その実現には畜産局の枠組みだけでは無理で、部局横断的に連携して施策を進めていく必要があります。飼料も含めた地域計画の推進というのはその1つですが、飼料作物栽培に適した農地整備や飼料作物への助成の在り方というのは水田農業政策とも直結するもので、一体となって検討を進めることを求めます。また、改正基本法の下での構造展望や経営モデルの扱いというのはこれからの検討事項と理解しておりますが、経営モデルを示すのであれば、飼料生産を組み込んだ耕種経営、国産飼料を活用した畜産経営のモデルというものもあってもいいのではないかなというふうに思います。

3枚目のスライド、3点目について稲垣委員からも御発言がありましたが、推進体制についてです。基本法には第9条に地方公共団体の責務規定、また、第13条に農業者等への支援の規定があります。そして、実態として国の事業を含めた農政推進の多くは現場により近い市町村が担っており、今回の議論の中で余り触れられてはいませんが、ここも極めて重要な論点と考えます。基本法の改正、あと基本理念の見直しによって、立案段階においてこの議論でも交わされているとおり農政でカバーすべきとする政策領域は拡大しています。ただし、左下のグラフにあるとおり自治体の農業関係職員の数も減少しています。

私は全国の農業系の公務員が農業現場の課題について話し合う「農業現場お役（に立ちたい）人カイギ」という組織のメンバーと意見交換をする機会がありますが、現場での人的リソースの不足というのは本当に深刻化していて、そのはざままで苦労している悩みの声というのも多く聞きます。この推進プロセスにおける立案段階と実施段階のベクトルの違いというのがこれまでの調査を通じてますます拡大しているというふうに感じます。

農業生産と同様に、政策においても生産性の向上、そのための推進プロセスの見直し、推進コストの削減、政策のスリム化が求められます。自治体の実情に合わせた事業・制度設計が必要と考えます。先ほどDXの説明がありましたが、業務フローの見直しなしにDXを進めようとしてもシステムが複雑化するばかりで、その点からもフローの見直しというのは不可欠と考えます。また、近年の農政プロセスを概観すると、立案段階ではよかれと思って政策のメニューの拡充を図っていても、現場がそれに

追いつけていなかったり必ずしも現場ニーズと合っていないということで、実際に十分に活用し切れていないケースというのも見受けられます。同じような施策メニューが別個の事業で実施されることで輻輳しているようなケースもあるように思います。基本計画の策定においては、事業や制度、また、その運用において集約化や廃止ということも含めて思い切って見直していくということも検討すべきではないかと考えます。

私からの発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

オンラインで御参加の宮島委員が手を挙げていただいています。それでは、御発言ください。

○宮島委員 宮島です。よろしくお願いいたします。

もう既にいろんな御意見があったので、私はそれ以外で、2点お伝えしたいと思います。

まず、デジタル化についてです。eMAFFは当初スタート時期に非常に評判がよかったので、これがいま一つ浸透していないというのは残念なことだと思っております。実際には非常に使いづらいとか途中で分かりにくいというようなことに関しては、まずは解消していただきたいと思います。そういうのをきれいに解消しながらということではあるのですが、デジタル化に関しては日本全体で1つ懸念があるのは、日本は非常に親切な国なので、ある方向に進もうとしたときに、それについて来られない人も含めて誰一人として取り残さないというような目標を掲げて並行してものが行われると思います。それは農業に限らず、自治体業務でもデジタル化はするけれども、紙の業務は残すとか、マイナ保険証はやるけれども、紙の申請はやると、そういうような途中経過をします。それは大事なことだと思うのですが、では未来永劫それでいいのか、どこの段階でこれを外すかというような視点がもう少しちゃんとないと、では10年後、20年後、日本は世界がデジタル化されている中で生きていくのか、うまくやっていけるのかというところには疑念があります。

だから、ついて来られない人に冷たくしろということではないのですが、そこに寄り添ってちゃんとお尻を押す形で二重にやっていることを少しずつ解消していかないと、デジタル化したことでコスト負担がかかるばかりだというのはもう本当にそのとおりだと思うので、未来からバックフィットする形で戦略を考えて、ある程度国民にかなり強く推進していくということも必要なのではないかと思います。

それから、国民の理解です。いろんな方が言っている政策目標を具現化しなければ、行動変容しなければということをおっしゃいました。私もそのとおりだと思いますし、私はメディアにおりますので、国民に理解してもらうこと、みんなに届けることというのがいかに簡単でないかということを随時感じています。特に最近では皆さんが自分にとって取りたい情報しか取らなくなっている状況にあり

ますので、マスで投げかけてもなかなか浸透しないということがあります。ここをできるだけ具現化していく、相手に添ったやり方で行動変容を促していくということが必要だと思います。

具体的には、まず幼稚園とか小学校とかにおいては食育というのが非常に大事だと思います。ただ、これは農業側が「これが必要だよ」というふうに言うだけでは、学校側の受止めがどうかということはどうもうまくいかない場合がある。例えば学校側も今非常に人が足りなくてやるが増えているわけですし、その中で食育も必要、デジタル教育も必要、知財教育も必要、学校教育への様々な期待が今積み重なっている状態の中で、単にこれは大事だからやってよねと言っても、教育現場の手が足りないということは現実だと思います。だから、文科省とか教育委員会とかいろんなところと協力しながらということもそうですし、相手が最も受け入れやすい形と一緒に追及していくということも大事ではないかと思います。これは家庭とか若い世代もそうですけれども、若い世代はタイプを非常に気にするので、そもそも丁寧にやるとかそういうことではなくて、食べ物はいいとなったら本当に簡略してしまうという状況になっているわけです。それに対して例えば昔ながらの食事はよかったんだよみたいなことを言っても詮ない、今生活の仕方も大きく変わっていますので、丁寧に食事を作ってやっていくというようなよさのほかにもっと簡単に組み入れる、抵抗感なく時間も短縮してやっていけるという現実的な方法を取らないと言っていることはすばらしいのだけれども、受け入れる側には反発されるだけというようなことも考えられると思いますので、今の若い人の生活形態や家族形態ということも十分考えながら具体策をとっていく必要があると思います。

50代とかになると知っている人でも割と自分がリタイアした後の趣味として農業や生産に携わる人というのが増えてきています。でも、よく聞くのは契約していたのだけれども、途中で農地の契約が変わってしまった。それで継続できなかったというような話も聞きますし、そういったことに関心のある方というのは周囲への波及も含めて非常に脈があるかなと思いますので、土地の賃貸などの整備を支障にならないような形で進めていただければと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、今日御参加の全員の方の御意見を伺ったと思いますので、事務局から御対応いただきたいと思うのですが、かなり突っ込んだ御議論があったというところで、前回はなるべく短くと申し上げましたが、私は丁寧に御対応いただいてもいいのではないかと思いますので、可能な限り御対応ください。よろしくお願いします。

○輸出・国際局長 では、まず輸出・国際局長でございます。

多くの委員から輸出の意義について御意見を頂きました。これにつきましては、改正基本法におき

ましては、国内の人口減少に伴う国内の食料需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持を図る、こういう旨が規定されてございまして、このように輸出による稼ぎを通じて国内の食料の供給能力を維持し、ひいては食料安全保障を実現していく、こういう考え方でございます。

輸出促進に関して海外市場の開拓について、国、地域、産地が一体となって取り組むべきだというお話をいただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、国側の仕掛けとしましては、品目団体、これは現地ニーズへの対応、それから、JETRO、BtoBへのマーケティング、JFOODO、BtoCへのマーケティング、こういった関係団体、機関が連携しながら取り組んでいくことにしております。海外の現地におきましてはプラットフォームという枠組みを設けまして、これは現状10か国16か所に設置されてございます。直近はマレーシアとUAEに設けてございますけれども、ここで在外公館、JETRO、JFOODOのスタッフが連携をするとともに、現地に専任のスタッフを設けまして、継続性や専門性、それから、現地発のアクションということが行えるような体制を取っているところでございます。

輸出に関する規制や基準のお話がございました。これは究極的には国際標準化が進むのが一番美しい世界ですけれども、それぞれお国柄もございます。各国ごとに規制が例えばHACCPですとかハラルスとかあるわけでございますので、やはりまずはそういったところの相手に合わせる体制をつくるということが重要でございます。そういった面に対しての支援なんかは国も政策的に行っているところでございます。

一方で、例えばALPS処理水への水産物の輸入禁止でございますとか、こういった合理性のない規制につきましては、牛肉や米も含めて政府一体で外務省とも連携しながら戦略的に取り組んでいく、こういうようなことを進めているところでございます。

また、輸出の供給力、産地の支援といったところの御議論がございました。これにつきましては、フラッグシップ産地を育てていくという御説明を申し上げましたけれども、これを進める上では生産部局との連携が非常に重要であるというふうに考えてございます。国の様々な例えば共同利用施設、選果場も含みますが、こういったものの支援の施策についても輸出に関するものを優先していただくとか、そういった連携体制を取りながらフラッグシップ産地を育てていく支援を行っていききたいというふうに考えてございます。

さらに、いいものを持っているのだけれども、販売ルートや仲介してくれる人がいないですとか、それから、消費者までの品質管理が大事ですというような話がございました。これにつきましては、産地と海外市場を結ぶ新たなサプライチェーンモデルをつくっていききたい、こう思っております、

こういったモデルに対する支援なんかも充実していきたいと考えてございます。そういったことを進めていくに当たりましては、KPIについても御指摘がございました。これは今後検討してまいりたいと思っております。

さらに、輸出と海外展開、インバウンドの関係性ということについて、例えば食品産業の海外展開と結びついた輸出でございませうとか、日本発のフードバリューチェーンというお話を頂きました。まさに応援をいただいたなと思っておりますけれども、輸出、海外展開、インバウンド、それぞれ相乗効果がある分野だと考えてございますので、これが発揮できるような取組を今後具体化して、目標を持って進めていきたいと思っております。その際には、例えばインバウンドにおいて自治体でございませうとか、これは地方創生と結びついてくるわけですが、観光庁さんとかこういったところとの連携も重要になってくるものと考えてございます。

次に、知財の関係につきまして輸出を進める上で知財の保護、例えばシャインマスカットの例もございました。こういったものが重要であるというお話をいただきました。御指摘のとおりでございまして、説明も少し申し上げましたが、戦略的なライセンス設定でございませうとかJapanブランドの確立ということを通じて知財のサイクル、知財を生み出して、そして、稼いで、また知財が設けられていくと、こういうサイクルを実現できるような施策を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、品種の保護やGI制度をやっていく上で管理コストが大変なんですよというような話がございました。これは、知財につきましては、まずは品種保護制度ですとかGIですとか、こういった基本的な枠組みを国の方で設けているわけでございます。そこで権利が設定されていく。権利については権利者が自ら守るというのが基本形なわけでございますが、国としましても、こういった権利を取得していく上での支援でございませうとか管理に当たっての技術的なサポート、こういったことを進めてまいりますし、管理コストを下げるための育成者や管理機関の実現ですとか、こういった取組を一層進めていきたいと思っております。そういったことの一環として、権利行使の実効性を確保するためのDNAマーカーのシステムというような御指摘もございました。こういったことも含めて枠組みを整備していきたいというふうに考えてございます。

次に、輸入の安定でございませうけれども、サプライチェーンの様々なリスクの情報について収集・共有する体制が重要だという御指摘がございました。御指摘のとおりでございませうので、政府間の対話はもとより、特に穀物の輸入なんかは商社の役割に依存しているところが非常に大きいので、こういった会社の方々、民の方々との連携でございませうとか、更には学の方も含めて様々な情報を集められるような体制を整えていきたいと思っております。

最後に国際関係でございませうけれども、人権や環境といった議論については個別企業が右往左往す

るだけではなくて、ある程度みんなで情報共有を図れるような仕掛けが必要という御指摘を頂きました。おっしゃるとおりだと思います。様々な団体を通じまして、また私どももいろんな情報提供の機会なんかを設けているところですが、更には国際機関と連携してこういった取組を進めていく。例えば先般、人権や環境に配慮したコーヒーのサプライチェーンをつくる取組を国際機関と一緒に、ELPSという枠組みなのですが、実現するようなことも具体的に進んできております。こういったような取組を一層進めていきたいと思っております。

最後に各国との交渉、それから、ルールメイキングということに当たりまして、やはり我が国が主体的・主導的な役割を果たせることが重要で、そこにおいてはそういったことに堪え得るネットワークを持った、また、能力を持った人材の育成が長期的な観点から必要であるという御指摘をいただきました。正に非常に重要な論点だと思っています。私どもも国際機関への人事交流、派遣でございますとか様々な機会を通じて、また、輸出・国際局の中での人材育成もありますけれども、そういった観点で、これは時間がかかるのですけれども、海外のインナーサークルに入っていけるような人材育成を今後とも進めていきたいと思っています。

以上です。

○農産局長 続きまして、農産局長でございます。

まず、友實委員あるいは二村委員からマイクロプラスチックのお話がございました。我々は非常に重要な課題だと思っております。また、肥料関係団体におきましてこういったプラスチック被膜肥料に頼らない農業とすることを目指して、今プラスチック被膜以外の援助性肥料の技術実証等を進められておられるところでございます。我々もそういった取組に対して代替技術でございますとか被膜からの流出防止ですとか、いろんな予算的な措置もしまして、いろんな実証事業をやっているところでございます。これからも重要な課題として取り組んでまいりたいと思っております。

それから、堆肥の関係で井上委員あるいは小針委員等々から、あと友實委員ですか、やはり国内の資源というものの、未利用資源も活用してということで、堆肥でございますとか下水汚泥とかこういったものをもっとしっかり活用していくことが大事、あるいはその際に各省連携していくことが大事、こういった御意見を頂いております。私どもも正にそういった観点は大事だと思っております、この資料の中にもそういった事例も書かせていただいているところでございます。やはり少し大きい単位の例えば堆肥をペレット化するとかになると、大きい単位のところでないと効率が悪いところはございますので、そういったもの、ものに対応した支援ということをやりたいと思っております。

それから、大橋委員、それから、稲垣委員の方からエネルギーの関係で地産地消あるいは地域でエ

エネルギー源の最適化、あるいは再生エネルギーのお話がありました。私どもも今回資料にはそういった点で若干足りないところがございますので、引き続き御意見いただいたところをきちんと検討を深めて記載していきたいというふうに思っております。

あと、質問の中で吉高委員の方から備蓄3か月、カリとかこういったものの備蓄というのはどのくらい必要かということがございました。これは今やはり肥料の高騰等に加えて、なかなか輸入が行き届かないということで、先般、こういった経済安全保障推進法という中で肥料原料の備蓄をやっているということにしておりますので、リン安、塩化カリウム、こういったものはきちんとやっていきたい。また、そのほかの硫安の方も今の原料の調達のお話は小針委員からもございましたけれども、必要に応じてまた円滑に対応できるように検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございます。

国民の理解の醸成ということで各委員から様々な御意見を頂きましたし、具体的には現場の事例などを基に本当に具体的なアクションの御提案なども含めて、大変ありがとうございました。いずれも最初のところで御説明したとおり、今回のポイントはいかに消費者、国民に情報を届けるかということだと思いますし、その情報を届けて、理解をどうやって行動変容につなげるかということだと思いますので、その辺りのところはいろんな御提案もありましたので、よく検討していきたいというふうに思っております。

そうした中でいろいろ意見がありましたので、大きく幾つか柱を立ててお答えをしたいと思います。1つはやはり大人の食育というのが我々も今回一つのポイントだと思っていて、学校の食育は結構進んでいるのだけれども、やはりこれからの課題は学校を卒業した後の大人をどうするかということなんだろうということで、今回大人の食育という言葉を使わせていただいております。そんな中で例えば食育という言葉がどうなんだろうかというふうなお話もありましたけれども、これは食育基本法という中で進めていることもあるので、食育という言葉を使わせていただいて、もちろん大人になると、今度は学校で学んだりもしないので、そういった意味で「大人の食育」という言葉を1つの言葉として、新たな概念として1つ課題なんだろうということで設定して、検討していきたいというふうに思っております。

赤松委員、二村委員、そして、吉高委員それぞれからやはり食品事業者というのが大変役割としては重要だというお話もあって、正に食品事業者が消費者と接点を持つ主体として食育なり消費者理解を進めていく上での鍵を握るということで、赤松委員から例えば単なる食育ではなくて環境整備、正に食環境を整備して健全な食生活ができるような様々な商品を提供したりするようなどころまで含め

て取組の充実を図るべきだと、正にそういった観点も必要かというふうに思います。正にそういった意味では企業の健康経営とかそういったような民間企業の役割もあつたりしますので、そういった食品企業も含めた民間企業を巻き込んで食育を進めていくということに関して、これからいろいろ新たな展開を図っていききたいというふうに考えております。

その中で、吉高委員からは実行を具体的によりすべきだということですので、少し民間企業ともよく話をしながら、どういう取組だったら有効かというようなことをそこは相談しながら、具体的な取組をできるだけ作っていききたい。そして、官民で一緒に進めていくような体制整備なども進めていききたいというふうに考えております。

2つ目のポイントは、竹下委員、二村委員、山野委員、大津委員などからもお話がございましたけれども、体験活動の重要性ということでございます。おっしゃっていただいたとおりで、単なる知識でとどまるのではなくて、いかに実際経験して実感することがいろんな消費者の行動変容につながるということで、体験活動が鍵であることはおっしゃるとおりでございます。ただ、体験活動を進めていく上ではいろんな問題点があつて、実際受入れ側の問題点を大津委員からお話もいただいたり、そして、竹下委員からは実際その現場でなかなか取組もうと思つても見つからないという話もあつて、実は参加しない人にかつて調査をした結果がありまして、参加しない人の4割は体験活動に参加したいのだけれども、参加方法が分からないといったような回答もあつたりしますので、そういった意味では体験活動を広げていく上での何が課題なのかということを考えながら取組をしていききたいというふうに考えております。いずれにしても鍵になる取組ですので、この取組の活動拡大を進めるということは検討していききたいというふうに思います。

その中で山野委員からはJAグループの食育の様々な取組のお話をしていただいたり、田島委員からはやはり実際基本としてどこでどんなふうに農作物が作られているか分からない消費者が増えている。ある意味本当に食卓と農の現場の距離がすごく離れているというところが1つの論点として、れんこんの作り方といったようなお話もございました。正にその辺りが1つのポイントだと思いますので、どうやってやはりそういう農業の実態に対する知識を実感を持って理解してもらうのかというところを具体的にどうやって進めていくのかよく考えていききたいというふうに考えております。

あとは学校での食育に関しても何点かお話を頂きました。まさに文科省との関わる部分であるわけなのですが、様々な学校現場でいろいろ課題がある中でもやはり食育は非常に重要です。その中で1つはやはり給食の場というのが重要なところでお話もいただいたとおりで、食育と給食の連携ということで地場産活用を進めているわけですが、この辺りの取組は実際やはり地場産に供給する体制があるところ、ないところの取組の差が大きいので、そういったことをしっかり様々な地域

で地場産をもっと活用できる体制づくりというのをやっていきたいというふうに思っております。その点ではお話いただきましたけれども、文科省・農水省の連携をもっと深めるということですし、現場に行けばどちらかというと学校と農家の皆さんという各地域の中でのつながりづくりというのもこれからはやはり大事になってくるのだろうというふうに思っております。

あと、最後のポイントは学校教育の中でも高等教育、高校や大学の取組の話も一部いただきました。正に小中はいろんな意味で食育がされているのだけれども、特に大学などでこれからはやはり1人で生活して食選択を自分でやる世代になって、いろいろな意味でそういう教育がもっと必要なのではないかと、そんな御意見を我々もいただいているところでございます。何ができるかというのはよくこれからは考えた上で、やはり大人の入り口のところでの食育というのが1つ鍵になるのかなというふうに思っております。たくさん意見を頂いて、幾つか漏れがあるかもしれませんが、頂いた意見を検討につなげていきたいというふうに思っております。

あと残り、農薬と動物用医薬品の指摘がありましたので、簡単に御回答させていただこうと思えます。

山野委員から農薬の再評価に関して、もっと効率化・加速化すべきではないかというお話がございました。御存じのとおり、農薬の再評価自体は、農薬の安全性を向上させるために安全の面からいろいろ改めて評価をするという取組ですので、安全性の面はしっかり評価をしながら、ただ、やはりスピードアップはしていかなければいけないので、その辺りで何ができるかはよく考えながら取組をしていきたいというふうに考えております。

一方で二村委員からは、農薬の削減については成り行きでは減らないので、ちゃんと計画的にやるべきだというお話がございました。基本的にはただ減らすというふうに農薬ではやはりいきませんので、農薬を減らしてもちゃんと防除ができるような技術体系をつくりながら、それを広げていくということが大事だと思いますので、計画的にそういう技術体系を各地域で積み上げながら進めていければというふうに考えております。

最後、動物用医薬品でございます。水戸部委員と二村委員からそれぞれ病気に関してはやはり必要な医薬品を確保することが大事だろうということです。これまではどちらかというとメーカーの取組ということでやってきたところがあるのですけれども、我々はやはり今後のことを考えると、しっかり必要ないろんなワクチンなり動物用医薬品を確保するために民間だけに任せるのではなくて、産学官で一緒に連携して必要なものを確保するためにワクチン戦略を新たにつくって取組を進めていますので、そういった取組をやりながらしっかり確保を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○サイバーセキュリティ・情報化審議官 情報化担当の審議官でございます。

DXの関係でまず全体の話で、大橋委員の方からDX推進の重要性についてお話がございました。これにつきましては、委員が御指摘のとおりでございます。もう農業、食品産業の現場から、それから、現場と行政をつなぐ手続、更には消費者とのつながり、こういったところで本当に積極的にこれは推進する必要があると思っているところでございます。今日は現場と行政をつなぐ基盤のデジタル化というそこに焦点を当てて御説明をさせていただいたところでございますけれども、これまで開催された企画部会におきましてもスマート農業の技術開発の普及であるとか、あるいは各品目対策、あらゆるところで現場におけるデジタルの活用を意識した議論が進められていると承知しております。それぞれの分野で民間の取組促進も含めて、その深化を図っていくというのが必要だと思っているところでございます。

また、全体ということで宮島委員の方からデジタル化に当たっての姿勢についてお話がございました。デジタルに弱い人にも配慮しつつ、デジタル化の目標を決めて、未来からのバックフィットで紙をなくす、そういうふうに進める必要があるのではないかという話でございます。その意識で進めていきたいと思っているところでございます。

それから、現場のDX化の関係で、山野委員から現場の事務負担の軽減に向けたDXの活用・普及について話がございました。まさに問題意識はそのとおりでございます。おっしゃったとおりでございます。資料にも書きましたけれども、現場、利用者の実情、ニーズをきちっと把握しながら、システム担当、それから、政策担当と皆で連携して取り組んでいきたいと思います。

それから、齋藤委員の方から行政手続等の利便性の向上について御指摘をいただいたところでございます。今回、先ほど申しましたとおり現場と行政をつなぐeMAFFを中心にその課題、それから、検討の視点ということで説明させていただいたところでございます。おっしゃったとおりでございます、これは手続が煩雑である、あるいは目的の画面になかなかアクセスしづらいのだと、そういった等々を背景に利用実態が上がらなかったという状況がございます。また、普及の方もまだまだ不十分だったというようなところがございます。現場の実情をよく把握しまして、利用者の意見をよく聞き、そして、簡素に利用できるシステムにしていきたいということを思っているところでございます。それで、これはeMAFFに限らず全て共通する視点だと思いますので、しっかりと意識してやってまいりたいと思います。

それから、あと個別の話でございますけれども、浅井委員の方からeMAFF地図について様々な情報を付加して、その機能向上を図ることについて御指摘をいただいたところでございます。全体の方向としては総論でございますけれども、ニーズとか利便性、それから、費用対効果なども考えながら民間

サービスでの機能の活用も含めて何ができるか検討してまいりたいと思っております。現在、このeMAFF地図の活用促進の観点で民間サービスと連携しまして、この地図に格納されています農地の区画情報等を民間サービスに提供する実証というのを実施しております。また、御案内のとおり農研機構の方で運営します農業データ連携基盤、WAGRIを介しまして土壌なり気象情報、それから、生育予測のプログラム等に関する情報提供ということが行われ、それを基に新たな民間サービスが開発されているという状況がございます。こういった状況を踏まえながら、関係部局と連携しながら進めていきたいと思っております。

それから、小針委員の方からございました話でございまして、自治体の状況を踏まえて事業なり運用の見直しの検討を進めるべきだという話でございまして、御指摘のとおりでございまして、それぞれ担当している職員の減少が今後も進むことが見込まれる中、現場の事務負担の軽減等のため、現場の意見をしっかり聞きながら、不断に業務見直しに取り組んでいくことが必要という考えでございまして。eMAFFを導入する際、これまでも業務の現状把握の上、業務のフロー、流れや手順を可視化して、それから、申請項目、添付書類の削減等の見直しを実施してきておりますけれども、業務見直しというのは不断に行うものであり、更に精力的に取り組んでいきたいと思っております。

この見直しに当たっては、行政手続のデジタル化の推進というのが1つの方向でございまして、そのことと一緒に業務見直し、それから、オンライン化、一体で進めていければと思っております。

それとあと、最後に御質問で吉高委員の方から各自治体のDX推進をする課との連携について御質問がございました。農水省の今の体制としましては、出先におきましても体制強化のために本年、各地方農政局にデジタル変革の推進の専門官、それから、専門職を今配置するというのをしまして、もう出先の中、それから、自治体との連携推進、DXの観点から今は進めているというところでございます。

それから、先ほど申し上げましたところのeMAFFにつきましても、この申請というのは農林水産分野における自治体の関わり、自治体を通じた申請も全てこれは対照としているような形でつながりがございます。ただ、今まで自治体の農林水産部局と常に連携を取っているというところでございます。したがって、次期システムの普及、推進等に当たっては、当然これはシステムということになりますと、自治体ごとのDXを推進する課との連携というのは重要でございまして、そことの連携を深めていきたいと思っております。

○中嶋部会長 恐れ入りますが、15分まで延長させていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いします。

○経営局長 経営局でございます。全部に答えるのではなくてポイントだけ答えたいと思います。地域計画についていろいろな御指摘が浅井委員、林委員からございました。我々は地域計画の中でも外部の潜在的な農地利用者を呼ぶようにとか働きかけておりますし、あと、3分の2同意の仕組みというの、これも委員から御指摘のあったような農地バンクに一元化するみたいな仕組みはございますけれども、残念ながら御指摘のとおり集落外の人を議論に参加させたくない傾向があるとか、3分の2の仕組みが使われないという傾向があるというのは実態でございます。

我々地域計画をやるに当たって痛感していることなのですけれども、やはり地域計画は集落がベースになって話し合われることが多いので、どうしても外の集落の人に迷惑をかけることなく自分たちの集落の中の話合いで解決したいという思いが非常に強いとか、3分の2ということでやはり全員と話し合っ、全員の同意の下で行動したいという思いが非常に強くて、現時点においてもそういった農村集落の文化というか、習わしというのは結構強く生きているのだなというふうに実感しております。

外部の人を呼び込んで話し合い、もっと効率的にできればいいのにとという思いもある一方、こういった農村への思いとか土地への思いというのはまさに農業を支える文化なので、やはりそれを否定するというのはよくないのかなと我々は思っています。非常に若干迂遠のように見えますけれども、地域計画においてはまず地域集落の中でしっかり話し合いをしてもらう。そうすると、自分たちの集落の中ではこんなに将来使われないところが出てくるとか、あと、自分の持っている土地というのは全く使ってもらえる当てがないということが分かってきますので、それを明らかにした上で、来年3月末に一度つくった以降、それを更に進化していきたいというふうに思っています。

そこには林委員、浅井委員が言われているようにやはりある程度農地というのは集約化をするとともに基盤整備されないと新しく使ってくれる人がいない、これも分かってきていますので、今の地域計画を更に広域化するような形で、使われないところというのは条件も整備して、外から人を呼びこんでいくということの施策を更に考えていきたいというふうに思っています。

また、eMAFF地図の話がございましたけれども、eMAFF地図であるとか全国展開のデータベースとかあるのですけれども、これは本来地域計画に使えばよかったのですけれども、残念ながら一部しか使われていないというのが実態でございます。その最大の要因はデータが農地情報、これは区画自体が変わってくるとか、所有者とか利用者が頻繁に変わるというのがアップデートされていないというところが問題で、ただ、将来的にはデジタル化を進めないといけないと思っていますので、この地域計画である程度全国的に地域の情報が整いますので、それを基に更にDX化ということも真剣に取り組んでいきたい。

あと、林委員からの所有者不明農地の話がございましたけれども、所有者不明農地は非常に重要な問題ですけれども、我々は国交省なんかとも連携をしながら進めているのですけれども、大体国交省の予測では1%以下ぐらいまで所有者は判別できるだろう。これは登記の義務化とかそういうのが進んでいるためであり、我々も肌感覚として所有者はかなり分かるというふうに思っています。当面その対策は進めないといけないのですけれども、ただ、より重要な問題は不在村所有者が相続で増えますので、所有者が分かってもそういう人たちが農地を利用するということの全くモチベーションのインセンティブがないという問題をどうするのかということが大きな課題で、そういう人はやはり地域の話合いにも参加をしませんので、そういう意味ではそういった不在村の所有者が定着する前に農地利用に繋げていくことが大事だと考えています。相続の前にあらかじめ農地の利用を決めておくとか、相続時にしっかりと農地バンクに委ねるような仕組み、何かそういうことができないかなということについては今後の施策として考えていけたらというふうに考えているところです。

あと、最後に稲垣委員から農業委員会の体制という話がありまして、我々は農業委員会と農地バンクとともに体制強化のためのいろいろな施策を進めておりますけれども、残念ながら小針委員からもあったように若い世代自体の絶対数が減っていきますので、恐らくマンパワー的には完全に充足されて増えていくというのは難しいのかなと思っております。そういう意味では、できるだけそういった充足と努力はしつつも、簡素化であるとかデジタル化とかを進めて、事務の合理化を進めていくということが重要かなと考えておりますので、そのような取組を進めたいと考えています。

○中嶋部会長 浅井委員が全部公表するのですかというふうに質問をされたと思うのですけれども。

○経営局長 地域計画は公表いたします。ただ、地図を見ただけでは実態が分からないので、その分析もしっかりした上で、しっかりフォローアップしていきたいと思っています。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いします。

○総括審議官（新事業・食品産業部） では、順を追って御説明したいと思います。

まず、赤松委員から行動変容に関連して食品関連事業者の意識が重要だという御指摘をいただきました。今回、基本法にも食料システムという概念が新たに入りまして、食品事業者もその中核を担うべきということで非常に意識が高まってきてございます。農業との連携ですとか環境負荷の軽減ですとか人権配慮、こういったものに関して官民協力のプラットフォームなどを置きながら取組を協調して進めていこうというふうにしてございます。今後またそういった取組を制度的にも後押ししていきたいというふうに現在検討しているところでございます。

それから、二村委員からマイクロプラスチックの国際的な動向に関して対策という御指摘をいただ

きました。御指摘がありましたとおり、先週、国連の関係の政府間の交渉委員会がございました。本年中に現在の条約策定の機運をまとめ上げるということでやっておりましたが、なかなか各国の意見の対立が大きく、引き続きの交渉ということになってございます。また、これは条約案がまとまった後も実際に施行されるまでには数年単位の時間が必要かと思っております。こういった期間の間にプラスチックからほかの代替物資への技術開発なども進めていかなければいけないと考えてございます。食品、農業関係では容器包装、それから、エサ、肥料、漁具、様々な部分にプラスチックが入っておりますので、こういった取組に関しては今後も取組を加速化していかざるを得ないと考えているところでございます。

それから、同じく二村委員から和食のことについて定義ですとか目的という御指摘がございました。今回、御説明資料の中にありましたとおり和食は2013年のユネスコ無形文化遺産の登録というものを契機にいたしてございます。そのユネスコの中では、和食というのは日本人の伝統的な食文化という形で登録をされておりまして、きちきちした定義といったようなものはございません。国内では4つの要素というものを一応尊重いたしまして、伝統的な食文化というふうに見てございます。1つ目が食材の持ち味を生かすですとか、それから、健康的な食生活を支える栄養バランスが保たれている。それから、自然の美しさですとか季節の移ろいが表現されている。それから、正月などの年中行事との密接な関わりがある。こういったようなものを和食として取り扱っているところであります。また、その目的であります、このユネスコ文化遺産ということでもありますので、一義的には食文化の保護・継承であります。さらに、経済的には各地、各地での所得機会の創出ですとか、それから、食材の輸出あるいは外食事業者の海外展開、こういったことを念頭に置いているところでございます。

それから、大津委員から給食の和食化というお話がございました。給食の和食化自体には非常に先ほど消費・安全局長も答えましたところ、課題は多いところではありますが、全てには応えられませんが、現在一般社団法人の和食文化国民会議というところと連携をいたしまして、11月24日の和食の日の前後におきまして、全国の小中学校、それから、保育所などで和食給食の提供ですとか和食文化に関する授業の実施といったようなことを行っております。こういった取組を少しずつ拡大するように私どもも鋭意努力してまいりたいと思います。

それから、最後に宮島委員から若手の方々はタイムパフォーマンスを重視するので、現実的な方法が重要だというお話がございました。これもまだちょっと若手までは追いついていないのですが、和食に関して手間がかかって面倒だというようなイメージを持たれる子育ての世代の皆様に対して、食品事業者の方々と協力をして、調理が簡単にできるような商品ですとかレストランでの子供向け御当地食材のメニューの展開、こういうLet's!和ごはんプロジェクトというようなものを行ってございま

すので、またこれの鋭意対象を拡大していくようなことも併せて検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○畜産局長 畜産局でございます。

国産飼料の関係でございまして、今回記述していたのですが、小針委員と水戸部委員から国産飼料に関しましての資料提供をいただいております。正にこれを横に並べてみますと、全体的な方向性については課題ですとか検討の前提につきましては小針委員から示されていたのかなと思っております。これを更に道内でどのような活動をされるのかということについては水戸部委員の北海道をモデルとしたような形だと思っております。

飼料の調達の関係についての買わざるを得ないことを前提とした経営モデル、こちらを小針委員が提唱されておりますが、それを受けての形になりますが、水戸部委員は北海道においては、やはり外国からの輸入に頼る率が高い濃厚飼料から粗飼料に変えていかなければいけない。そのためには国内、道産飼料を増産していく必要がある。その中でキーとなりますのが飼料全体をどのようにして省力化して拡大していくのか、また、耕畜連携を図りながらやっていくのか、そうでない場合については広域流通をどのように取り組んでいくのかということかと思っております。このようなことからしますと、耕種農家の方につきましても飼料生産のメリットを感じていただきたい。比較的機械導入はございますが、省力的に生産ができる、また、連作障害を回避できるというメリットがある。畜産農家からしますと、今度は飼料、これを調達する場ができるということからしますと、キーワードとしましては地域計画の中に畜産サイドも積極的に参加をしていって、自分たちのメリットも享受しながら相互に計画をつくっていくというのが必要かと考えております。

このような点から国産飼料の増大というものにつきましては、今後の畜産経営の中からしますと、大きな前提課題として取り組んでいく必要があると思っております。

あと、2点目、アニマルウェルフェアの関係でございます。これは前回の企画部会の資料でも提供しましたが、各畜種ごとにアニマルウェルフェアの重要性については意識して取り組む必要があろうと考えております。農林水産省としまして、昨年の7月に畜種ごとの飼養管理に関します技術指針、このようなものを定めまして、各畜種ごとにおいてどのようなものについて配慮しながら飼養管理をしていくのかというのをやりまして、それを1年たった後には、今度はアンケートを取りながらどういう取組が浸透していくのかということとしまして、毎年1年ごとにリボルビングといいますか、改定していくような作業をしまして、やはり畜産生産経営の中においてもアニマルウェルフェア、あとSDGs、これが共通課題として取り組んでいくということに取り組んでまいりたいと考えております。

あと1点、省力化、機械の関係なんですが、実は日本のメーカーで食鳥処理は全自動でできる機械をやっておりまして、世界最先端の取組をやっているところがございまして、これからの省力対応というものにつきましては、それ以外の畜種においてもそのような省力化ができないかというのは進めていく課題かと思っておりますので、我々もそういうものに対しては支援していきたいと考えております。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

1点だけ、林委員から農地バンクの基盤整備について御意見がございました。全額国費ではないのですけれども、機構関連整備事業でやれば農家負担はゼロでやることができますので、国と県と市町村で応分の負担をして、農家の分については国が持つという形で、ゼロでやることになっております。

所有者の同意を不要とするということについては、さすがにこれはちょっと所有権との関係でいろいろと法制面で課題があるのかなというふうに考えております。一方で、土地改良法に基づいて法制上は3分の2同意があれば土地改良事業を実施できるということになっておりますので、ただ、そこを先ほど経営局長の方からも話があったように、現場でやはり強制的ないろいろなものの事業を進めていくということについてはかなり抵抗感がありますので、実態としては全ての方の同意をいただいた上で進めていると、そういうような実態になっているということでございます。

○林委員 すみません、所有権ということなのですが、あくまでも農地バンクに貸与したものについてという御提案でございしますか。

○農村振興局長 そうです。農地バンクが借りたものについて基盤整備をするという場合には、農家負担ゼロでやっていますので。

○林委員 ありがとうございます。

農地バンクに集約した農地については農家負担ゼロだということで、実際に農地集約を進める上で非常にそこがインセンティブになっていると思うのですが、それと土地改良の方の所有者の同意が3分の2と言いながら、実際には全員同意を求めているような現状がミスマッチになっているので、その土地改良法の方の現状を農地バンク法で動いている方に集約していただけないかという観点で申し上げます。

○農村振興局長 あまり長くやらない方がいいですね。

○中嶋部会長 すみません。これはかなり込み入った話ですので、ちょっと課題として御提案いただいたということにしたいと思います。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 技術総括審議官でございます。

端的に、簡潔に申し上げたいと思いますけれども、まず吉高委員、井上委員からみどり戦略の関係

につきまして、今日の説明内容を通じてしっかりと盛り込むべきではないか、また、しっかりと基本計画に位置づけてPRすべきという御意見をいただきました。

10月16日のこの場のお題として、環境と調和のとれた食料システムの確立という横断的な説明をしていますけれども、その中でみどり戦略をしっかりと位置づけて進めていく。それから、各分野でもみどり戦略に関連する話はしっかりと記載しているつもりでございますけれども、今日の御意見も踏まえて再度全体を通したチェックをしていきたいというふうに思っています。井上委員のしっかりPRすべきという話もこの基本計画の中に戦略を落とし込んで、PR、普及を進めていきたいというふうに考えております。

それから、大橋委員、稲垣委員からの再生可能エネルギーのお話ですけれども、これは先ほど農産局長の方からお答えがありましたけれども、これも先ほど10月16日の環境と調和の取れた食料システムの確立のところで特出しをして、大橋委員の御意見がありましたように再生可能エネルギー、これは地域で農林水産漁業関連施設、面的に地産地消で取り組んでいく、こういったモデルの確立と普及を進めていくということを位置づけておりますので、今日の関連部分との記載もよく確認をして詰めていきたいというふうに思っています。

稲垣委員の御意見に対しては、環境と調和のとれた食料システムの確立のところで位置づけておりますけれども、しっかりと、先ほどと同じでございますけれども、こちらの方の書きぶりも確認をしていきたいというふうに思っていますので、以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

役所の方からほかに御発言の方はいいですか。ありがとうございます。

○浅井委員 すみません、1点だけよろしいですか。地域計画の特例の市町村に提案をすることができるところはどういう意味なのかというところがお答えいただいていなかったのですが。

○経営局経営政策課長 経営局でございます。お答えいたします。

地域計画の特例について、現行制度になってから使われていたという実績はございません。まずは地域の農業者の方々が3分の2以上の同意を得た上で市町村に提案する。そして、その市町村がそれを最終的に地域計画に取り入れるかどうか判断する、一応そういう仕組みになっております。

○浅井委員 その市町村というのは首長とかということですか。

○経営局経営政策課長 そうなります。

○浅井委員 そういうことですね。分かりました。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。

本日は委員の皆さんから非常に丁寧かつ熱心な御質問を頂きましたので、これはやはり役所の方か

ら丁寧に御対応いただいた方がいかなと思ったのですが、その結果20分を過ぎてしまいまして、これは座長の判断ミスで申し訳ございません。御協力ありがとうございました。

本日は生産資材の供給や輸出、それから、食育、団体の相互連携、DXの推進と非常に幅広い課題について御議論いただきました。全体を通して伺っておりますと、事務局の方から御提案いただいた様々な整理の仕方については、枠組みとして御異論はなかったのではないかと思いますけれども、いつものとおり様々な御指摘をいただきましたので、これは事務局の方で受け止めていただければと思っております。

その中で2点だけちょっと私の感想を、時間がない中で申し上げさせていただきたいと思うのですが、1つは行動変容というのがキーワードだったのですが、これは消費者の方の行動変容を中心に議論しましたけれども、これは生産者、それから、団体の関係者、行政の方々も行動変容が必要なのではないか。消費者の方に行動変容を強いるならば、率先して農業側といいましょうか、食品産業も含めてですけれども、行動変容しなければいけないことは多々あるのではないかなという印象を持ったところです。

それから、DXに関しましては、今回の議論の中でスピード感についての検討というのがあまりなかったような気がして、これは現場としてどうしても必要だというニーズ側からのスピード感、それから、今技術革新がまさにものすごいスピードで進んでおりますので、それに合わせた十分な利用という観点からスピード感が求められるのではないかと感じております。そこら辺はこのDXをやる上でのKPIに関わってくるので、御議論いただければというふうに個人的には思いました。今回は行政のDXの話が中心のように思いましたが、結局これは生産現場のDX活用と結びついておりますし、それから、消費者の方に情報提供していくのは例えば団体とか行政とかで集めた情報が国民の方にお渡しするという形になりますので、ここら辺についてもぜひしっかりと御検討いただければと思います。

そういった中で特に若い世代の方は、今ここで議論している人間以上にDXのことについては御存知で、そういった方の知恵をどれだけ利用できるのか、そういう意味で若い世代を広い意味でも農業分野というのはあまり引き入れることができていないところがあるので、そこら辺、DXの問題を解決したり技術を進めたりすることも含めて議論していければというふうに思ったところです。

すみません、最後に余計なことを申し上げましたけれども、本日は非常に幅広い御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局から次回の日程についての御説明をいただきたいと思います。

○大臣官房参事官 次回の企画部会は再来週、12月18日水曜日、午後1時から、ここ農林水産省講堂での開催を予定しております。議題につきましては、これまでの議論を踏まえた整理を予定してござ

います。詳細につきましては、調整がつき次第、改めて御連絡申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を終了といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後４時２５分 閉会